

## 「子育てにやさしいまちづくり」 に向けて



急速な少子化、核家族化、就労の多様化、地域社会の希薄化などは、子どもや子どもを取り巻く社会環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況の下、本町においても、平成22年度から平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援地域行動計画」、平成27年度から平成31年度までを計画期間とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境づくりを地域社会全体で取り組み実現することを目的に様々な子育て支援施策を展開してきました。

この度、「子ども・子育て支援事業計画」の後継として、令和2年度から6年度までの5年間で1期とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

この計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協力し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目的として策定したものです。

今後はこの計画の基本認識のもと、「子育てにやさしいまちづくり」に向け、家庭、地域、関係機関・団体等と連携を図りながら計画を推進していくことが重要であると考えられることから、町民の皆様、関係機関・団体の皆様より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして御尽力いただきました、「南部町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」に御協力くださいました保護者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

南部町長 工藤 祐直

---

---

## - 目 次 -

### 第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	2
第3節 計画期間（任意） .....	3
第4節 策定体制 .....	4

### 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第1節 人口等の推移 .....	5
第2節 婚姻・出産の動向 .....	7
第3節 世帯・就労の状況 .....	8
第4節 児童人口の将来推移 .....	14
第5節 教育・保育施設の状況 .....	15
第6節 南部町の子ども・子育て支援の課題 .....	16

### 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1節 基本理念（任意） .....	24
第2節 家庭・地域・関係機関・行政の役割 .....	25
第3節 施策の体系 .....	28

---

---

## 第4章 教育・保育提供区域の設定（必須）

第1節 教育・保育提供区域について	30
-------------------	----

## 第5章 量の見込みと確保の方策

第1節 教育・保育の二一ズ量の見込みの考え方	32
第2節 教育・保育の量の見込み（需要）および確保方策（供給）（必須）	36
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）および確保方策（供給）（必須）	38
第4節 教育・保育の一体的提供の推進（必須）	44
第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（必須）	45

## 第6章 その他関連施策の展開

基本目標1 幼稚園・保育所・学校等を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり	46
基本目標2 子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり	52
基本目標3 子育てしながらも多様な生活を選択できる環境づくり	63
基本目標4 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進	64
基本目標5 安心・安全な子育て環境づくり	71

## 第7章 計画の推進体制

1 計画の点検・評価および推進体制	74
2 関係機関・民間団体との連携体制	74

---

## 第8章 参考資料

1 南部町子ども・子育て会議条例	75
2 南部町子ども・子育て会議委員	77
3 策定経過	78

## 第1章

# 計画の策定にあたって





## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景

急速な少子化や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、本町では平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境づくりを地域社会全体で取り組み実現することを目的に、様々な子育て支援施策を展開してきました。

子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協同し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目的として策定します。

また、併せて「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」を目的として、子どもの貧困対策に関する施策を追加します。

#### 【子ども・子育て支援法の基本理念】

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容および水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行わなければならない。

#### 【子どもの貧困対策の推進に関する法律の基本理念】

1. 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
2. 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
3. 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
4. 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

---

## 第2節 計画の位置づけ

---

- 1 本計画は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。
- 2 南部町の計画である「南部町総合振興計画」をはじめ、国および青森県の上位・関連計画と整合性のある計画です。
- 3 本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画および子どもの貧困対策についての計画と一体のものとしてします。

### 第3節 計画期間（任意）

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年とします。

ただし、国の制度改革や社会情勢の変化、地域動向を注視し、計画内容に不整合が生じるおそれのある場合は、計画期間中においても見直しを行うものとします。

なお、本計画と関連性のある各計画の期間は、以下のとおりです。

本計画と関連性のある各計画の期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
南部町子ども・子育て支援事業計画 (平成27～令和元年度)				第2期南部町子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)					
第2期南部町地域福祉計画 (平成26～30年度)				第3期南部町地域福祉計画 (令和元～5年度)					
第6期南部町介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画 (平成27～29年度)			第7期南部町介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画 (平成30～令和2年度)						
南部町障がい者計画 (平成24～28年度)		南部町障がい者計画(第3期) (平成29～令和3年度)							
第4期障がい福祉計画 (平成27～29年度)		第5期南部町障がい福祉計画 (第1期南部町障がい児福祉計画) (平成30～令和2年度)							
						いのち支える南部町自殺対策計画 (令和元～令和5年度)			
						第2次南部町男女共同参画基本計画 (女性活躍推進計画、DV防止基本計画) (令和元～令和10年度)			
南部町健康増進計画第2次 (平成25～29年度)			南部町健康増進計画「第3次すこやか南部21」 (平成30～令和5年度)						
南部町総合振興計画 (後期基本計画) (平成25～29年度)			第2次南部町総合振興計画 (前期基本計画) (平成30～令和4年度)				第2次南部町総合振興計画 (後期基本計画) (令和5～令和9年度)		

## 第4節 策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」（平成30年11月実施）の結果や、「南部町子ども・子育て会議」（平成25年10月設置）の意見を反映して策定したものです。

### 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査概要

- 調査対象： 就学前児童のいる世帯 625世帯  
小学生児童のいる世帯 718世帯
  
- 調査期間： 平成30年11月29日～12月12日
  
- 調査方法： 就学前児童は郵送配付・回収  
小学生は小学校を通じて配布・回収
  
- 配布・回収状況：

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	625	463	74.1
小学生の保護者	718	639	89.0

※以降、回収数は「n」と表記します。

なお、調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

## 第2章

# 子ども・子育てを取り巻く状況





## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

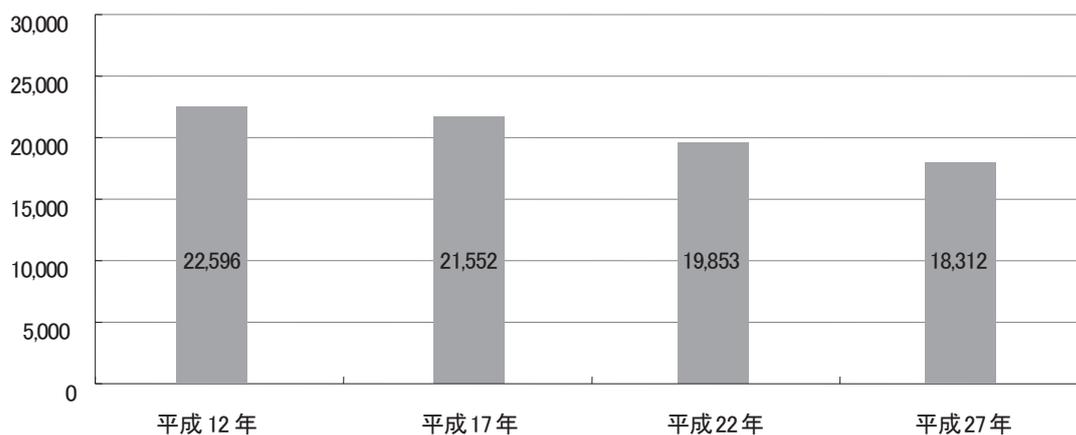
### 第1節 人口等の推移

#### 1 総人口

国勢調査による近年の本町の総人口（平成7年～平成22年）をみると、平成27年における総人口は、18,312人となっており、平成12年以降減少傾向がみられ、今後も緩やかに減少していくものと予想されます。

総人口の推移

（単位：人）



資料：国勢調査

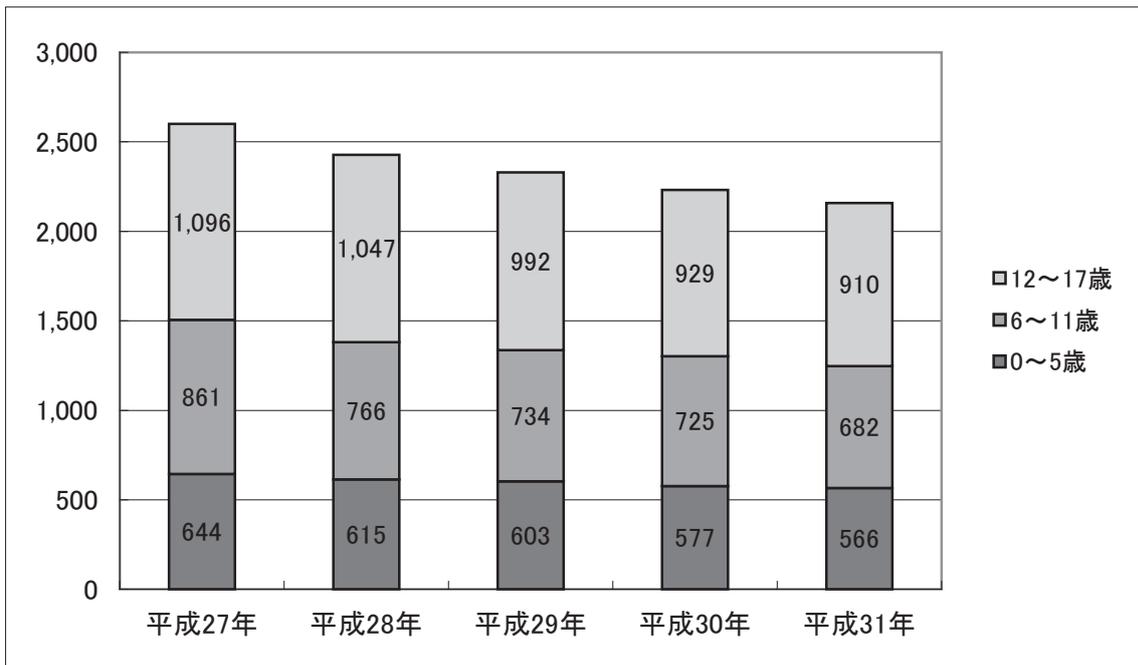
## 2 児童数

児童数は平成27年の2,601人から年々減少の傾向がみられます。減少は年間100～150人程度の割合で推移しており、平成31年4月1日現在では2,158人となっています。

また「0～5歳」の本町における児童数は年々減少し、平成31年4月1日現在では566人となっています。こうした児童数の減少からも地域における少子化の進行がうかがえます。

児童数の推移

(単位：人)



区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
南部町	0～5歳	644	615	603	577	566
	6～11歳	861	766	734	725	682
	12～17歳	1,096	1,047	992	929	910
	合計	2,601	2,428	2,329	2,231	2,158

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

### 少子化の現状

#### ○ 児童数の減少

平成27年 [ 0歳～17歳 2,601人  
うち (0歳～5歳) 644人 ]      →      平成31年 [ 0歳～17歳 2,158人  
うち (0歳～5歳) 566人 ]

## 第2節 婚姻・出産の動向

### 1 結婚・離婚

本町の婚姻件数の推移は、平成26年の71件から、平成29年には53件と減少しています。一方、離婚件数は30件前後で変動しています。

婚姻数（率）および離婚数（率）の推移

（単位：件・％）

区 分		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	青森県 (平成30年)	全国 (平成30年)
南部町	婚姻件数	71	62	57	53	52	4,737	586,481
	婚姻率	3.9	3.4	3.2	3.0	3.0	3.8	4.7
	離婚件数	30	23	34	15	15	2,022	208,333
	離婚率	1.63	1.26	1.89	0.85	0.87	1.61	1.68

※婚姻（離婚）率：人口1,000人当たりの婚姻（離婚）の件数

資料：人口動態統計

### 2 出生・死亡

最近5年間（平成26年から平成30年）の出生数をみると、平成26年は102人でした。以降、減少傾向にあり、平成30年では82人となっています。

また、死亡数をみると、平成27年に一時的に減少したものの平成29年では330人となっています。

出生および死亡数の推移

（単位：人）

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
南部町	出生数	102	100	92	81	85	
	死亡数	303	273	322	330	368	
	乳児死亡数	0	0	0	0	0	
	新生児死亡数	0	0	0	0	0	
	死産数	自然死産数	－	3	1	1	2
		人工死産数	－	2	－	1	1
		計	－	5	1	2	3

資料：人口動態統計

<用語解説> ・乳児死亡 … 生後1年未満の死亡  
 ・新生児死亡 … 生後4週未満の死亡

### 第3節 世帯・就労の状況

#### 1 世帯数

本町における世帯数は、減少していますが、核家族世帯は横ばい傾向にあり核家族化が進んでいることが分かります。

また、「6歳未満親族がいる世帯」の推移では、平成12年の853世帯から減少傾向が続き、平成27年には、454世帯となり、全世帯数の約7%になっています。

こうした核家族世帯の増加、子どものいる世帯の減少も、地域における少子化要因の1つとみられます。

構成別一般世帯数の推移

(単位：世帯)

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
南 部 町	核 家 族 世 帯	3,594	3,594	3,523	3,471
	夫 婦 の み	1,174	1,221	1,281	1,271
	夫 婦 と 子 供	1,810	1,657	1,481	1,401
	男 親 と 子 供	77	106	119	124
	女 親 と 子 供	533	610	642	675
	そ の 他 の 親 族 世 帯	2,150	2,011	1,801	1,499
	非 親 族 世 帯	4	9	22	35
	単 独 世 帯	1,084	1,188	1,254	1,386
	計	6,832	6,802	6,600	6,391
	母 子 世 帯 (再 掲)	80	83	84	85
父 子 世 帯 (再 掲)	10	17	15	11	

資料：国勢調査

#### 《 参考 》世帯の区分について

上表の世帯の区分内容は、つぎのとおりです。

- ・核家族世帯 → 夫婦のみ又は夫婦と未婚の子からなる世帯
- ・その他の親族世帯 → 二人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいる世帯で核家族でない世帯
- ・非親族世帯 → 二人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- ・単独世帯 → 世帯人員が一人の世帯

子どものいる一般世帯数の推移

(単位：世帯・%)

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
南 部 町	一 般 世 帯 ( 総 数 )	6,832	6,802	6,600	6,391
	18 歳未満親族がいる世帯	2,380	2,041	1,704	1,384
	(割合)	34.8	30.0	25.8	21.7
	6 歳未満親族がいる世帯	853	692	545	454
	(割合)	12.5	10.2	8.3	7.1

資料：国勢調査

少子化の現状

○ 核家族世帯割合の増加

平成 12 年 3,594 世帯 (52.6%) → 平成 27 年 3,471 世帯 (54.3%)

○ 6歳未満の親族がいる世帯の減少

平成 12 年 853 世帯 (12.5%) → 平成 27 年 454 世帯 (7.1%)

2 就業人口・就業率

本町の就業数の推移をみると、平成 12 年の 11,653 人から平成 27 年の 9,370 人まで年々減少しています。

産業別の就業人口の割合をみると、第 1 次産業は平成 12 年の 27.7%から平成 27 年の 25.1%まで、第 2 次産業は平成 12 年の 28.3%から平成 27 年の 21.8%まで低下しています。また、第 3 次産業は平成 12 年の 44.0%から平成 27 年は 52.5%と、増加傾向で推移しています。

こうしたことから、本町における産業構造としては、第 3 次産業が中心であることがわかります。

産業別就業人口の推移

(単位：人・%)

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
南 部 町	就 業 者 数	11,653	10,909	9,754	9,370	
	第 1 次産業	人 口	3,226	3,003	2,605	2,355
		割 合	27.7	27.5	26.9	25.1
	第 2 次産業	人 口	3,294	2,559	2,099	2,039
		割 合	28.3	23.5	21.7	21.8
	第 3 次産業	人 口	5,130	5,326	4,979	4,915
		割 合	44.0	48.8	51.4	52.5
	分 類 不 能	人 口	3	21	71	61

資料：国勢調査

### 3 就業形態

#### (1) 父親の就労状況

ニーズ調査における父親の就労状況では、就学前・小学生児童のいる家庭ともに8割以上が「フルタイムで就労している」と回答しています。

また、就学前児童のいる家庭で「フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である」と回答した割合は1.1%となっています。

#### 就学前児童のいる家庭

n=463

(単位：人・%)

選択項目	人数	構成比
フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	406	87.7
フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である	5	1.1
パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中でない	0	0.0
パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	1	0.2
これまで就労したことがない	1	0.2
無回答	50	10.8
合計	463	100.0

資料：ニーズ調査

#### 小学生のいる家庭

n=639

(単位：人・%)

選択項目	人数	構成比
フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	521	81.5
フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である	2	0.3
パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中でない	4	0.6
パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	4	0.6
これまで就労したことがない	1	0.2
無回答	107	16.7
合計	639	100.0

資料：ニーズ調査

## (2) 母親の就労状況

ニーズ調査における就学前児童のいる家庭では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」がともにおよそ3割を占めています。

また、小学生のいる家庭は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約5割、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」がおよそ3割となっており、就学前児童のいる家庭と比較すると、母親の就労割合が高くなっていることがわかります。

### 就学前児童のいる家庭

n=463

(単位：人・%)

選択項目	人数	構成比
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	176	38.0
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	41	8.9
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない	141	30.5
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	15	3.2
以前は就労していたが、現在は就労していない	84	18.1
これまで就労したことがない	3	0.6
無回答	3	0.6
合計	463	100.0

資料：ニーズ調査

### 小学生のいる家庭

n=639

(単位：人・%)

選択項目	人数	構成比
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	349	54.6
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	12	1.9
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない	191	29.9
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	6	0.9
以前は就労していたが、現在は就労していない	60	9.4
これまで就労したことがない	1	0.2
無回答	20	3.1
合計	639	100.0

資料：ニーズ調査

#### 4 生活保護世帯

本町の生活保護世帯数の推移は、平成 26 年度の 199 世帯から、平成 30 年度には 203 世帯と増加しています。

生活保護受給世帯数の推移

(単位:世帯・人・%)

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	青森県 (平成30年度)	全国 (平成30年度)
南 部 町	被保護世帯数	199	208	210	208	203	23,975	1,636,334
	被保護人員	272	279	271	269	267	29,593	2,090,578
	保護率	14.67	15.30	14.95	15.16	15.33	23.40	16.60

% (パーセント) : 人口 1,000 人に対する 1 年間の比率

資料: 青森県三八地域県民局事業実績

#### 5 児童扶養手当受給者

本町の児童扶養手当受給資格者数の推移は、平成 26 年度の 211 件、平成 30 年度には 206 人と概ね横ばい傾向です。

児童扶養手当受給資格者数の推移

(単位:世帯・人)

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	青森県 (平成30年度)	全国 (平成30年度)
南 部 町	受給者数	211	212	219	198	206	14,023	939,262
	対象児童総数	320	305	320	297	300	21,241	1,470,823

資料: 青森県健康福祉部こどもみらい課  
南部町健康福祉課

## 6 就学援助認定者

本町の小・中学校の就学援助認定者数をみると、減少傾向がみられ、平成 30 年度には 162 人となっているが、全児童生徒における割合をみると、14.4%と増加傾向で推移しています。

また、要保護と準要保護の構成比をみると、準要保護による受給者が9割強となっています。

就学援助認定者数の推移

(単位：人・%)

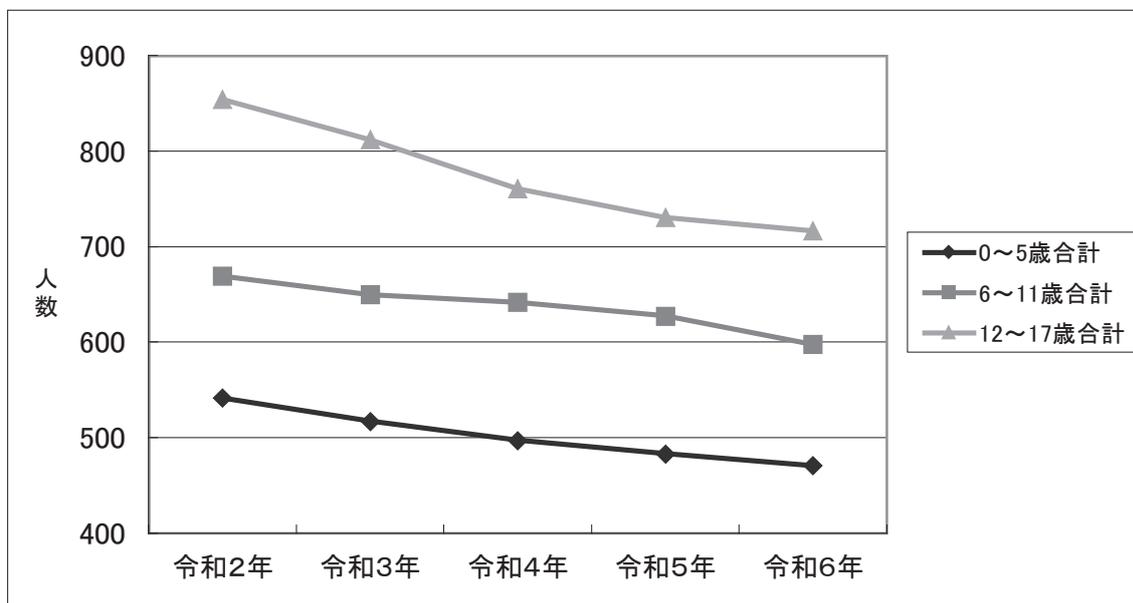
区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
南 部 町	小学校	要保護	7	5	5	4	4
		準要保護	95	93	88	85	93
	中学校	要保護	5	3	2	2	3
		準要保護	80	66	66	55	62
	就学援助認定者計		187	167	161	146	162
	児童生徒数計		1,362	1,304	1,250	1,174	1,124
	就学援助認定者の割合		13.7	12.8	12.8	12.4	14.4

資料：南部町教育委員会学務課

- <用語解説>
- ・要保護 … 生活保護を受けている世帯
  - ・準要保護 … 生活保護が停止または廃止になった世帯  
市町村民税非課税世帯  
国民年金掛金が全額免除されている世帯  
国民健康保険料が全額免除されている世帯または徴収が猶予されている世帯  
児童扶養手当を全額受給している世帯  
その他、生活状態が不安定で、経済的に就学が困難な世帯

## 第4節 児童人口の将来推移

本町における、今後の児童人口の将来推移は、次のようになることが見込まれます。  
各年齢層で減少傾向となっています。



児童人口の将来推移

(単位：人)

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	令和2年	80	82	85	87	100	108	542
	令和3年	78	79	84	85	90	101	517
	令和4年	76	77	81	84	88	91	497
	令和5年	72	75	79	81	87	89	483
	令和6年	72	71	77	79	84	88	471

児童年齢		6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	6～11歳合計
推計人口	令和2年	110	100	117	106	109	127	669
	令和3年	108	110	99	118	106	109	650
	令和4年	101	108	109	100	118	106	642
	令和5年	91	101	107	110	100	118	627
	令和6年	89	91	100	108	110	100	598

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推計人口	令和2年	121	139	130	138	159	167	854
	令和3年	125	119	140	134	135	159	812
	令和4年	107	123	120	145	131	135	761
	令和5年	104	105	124	125	142	131	731
	令和6年	116	102	106	128	123	142	717

資料：コーホート変化率法による推計（住民基本台帳）

## 第5節 教育・保育施設の状況

### 1 保育所の利用状況

本町の保育所の利用は、平成26年度から令和元年度まで約340人規模で推移し、ほぼ横ばいとなっています。なお、平成28年度から民営化され、町内に3つの私立保育所が開設されています。

(単位：人、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員総数	350	350	350	350	350	350
入所児童数	339	320	348	371	354	372
入所率	96.9	91.4	99.4	1.06	1.01	1.06

※各年度 4月1日現在 広域入所（他市町村委託）含む

資料：南部町健康福祉課

### 2 幼稚園の利用状況

本町の幼稚園の利用は、年々減少傾向であったが、平成28年度から民営化され、1つの施設での運営となり、約80人規模で推移しています。

(単位：人、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員総数	120	120	80	80	90	90
入所児童数	46	38	79	75	85	83
入所率	38.3	31.7	98.8	93.8	94.4	92.2

※各年度 5月1日現在

資料：学校基本調査

### 3 児童館の利用状況

本町の児童館の利用は、平成28年度以降20人を下回っています。また、令和元年度から1つの施設を廃止し、現在では休館中の1つの施設のみとなっています。

(単位：人、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員総数	80	80	80	80	80	40
入所児童数	23	21	15	11	0	0
入所率	28.8	26.3	18.8	13.8	0.0	0.0

※各年度 4月1日現在

資料：南部町健康福祉課

### 4 学童保育の利用状況

本町の学童保育の利用は、平成27年度に高学年の利用も可能になったこともあり、年々増加傾向にあります。

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所児童数	172	192	199	194	216	218

※各年度 4月1日現在

資料：南部町健康福祉課

## 第6節 南部町の子ども・子育て支援の課題

ニーズ調査から抽出した本計画の基本的な課題は次のとおりです。

### 課題1

#### 子どもを取り巻く環境への配慮

子どもを取り巻く環境への配慮について

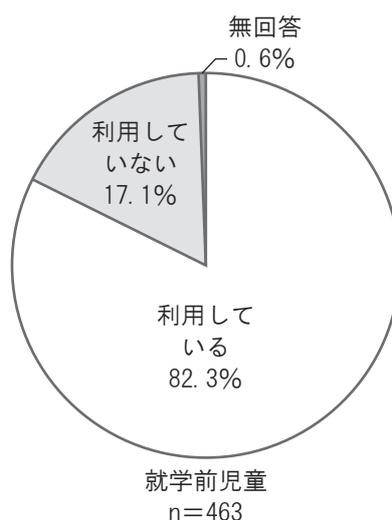
- 子どもたちにとって、地域で健やかに育つために十分な保育の場・健全育成の場づくりが必要です。
- 家庭でも地域でも子どもたちが安心・安全に暮らせるよう、「見守る」意識、万が一のときに対処できる「知識」の普及・啓発が重要です。

### 1 子どもの保育・健全育成の場づくり

ニーズ調査の結果によると、就学前児童における定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が82.3%と多数を占めています。また、現在利用している教育・保育事業の種別では、約9割が保育所・幼稚園・認定こども園を利用しています。

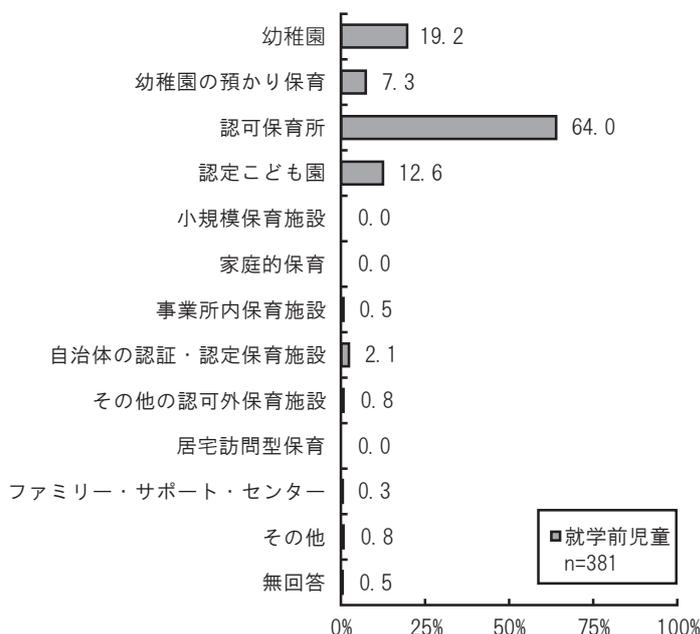
こうした背景には、子育てをする親（女性）の社会進出の増加、雇用・就労形態の多様化、さらには社会経済的な問題等、様々な要因が考えられますが、子育て支援サービスによって影響を受ける多くは、子ども自身です。地域で健やかに育てるための支援となるためにも、まずは十分な保育の場・健全育成の場を確保し、子どもたちの居場所・活動の場づくりに努める必要があります。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

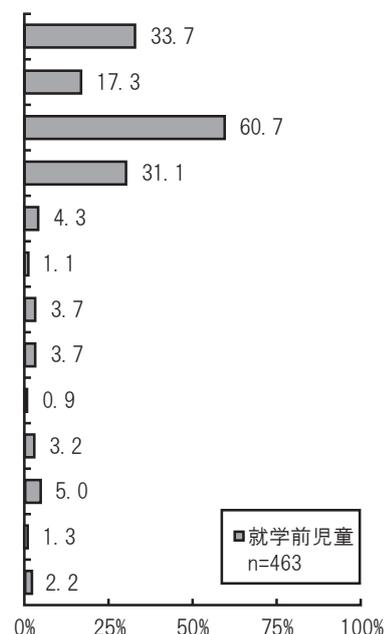


資料：ニーズ調査

定期的な教育・保育事業の利用状況



希望する定期的な教育・保育事業



資料：ニーズ調査

## 2 子どもの過ごす生活の場の安心・安全確保

子どもの生活の場は、幼稚園・保育所・学校といった公共の場、子どもの遊び場や道路等の地域環境等、家庭だけに限定されたことではありません。家庭を中心に地域で子どもたちが安心して生活ができるために、事故やけがを未然に防ぐ工夫や、子どもたちの安心・安全な生活を見守っていく意識の啓発もあわせて重要となります。

### 課題2

#### 利用しやすい子育て支援サービスの安定した供給

利用しやすい子育て支援サービスの提供と安定した供給について

- 子育て支援サービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（ニーズ）にあった多様な子育て支援サービスの創造、提供が求められます。
- 様々な子育て支援サービスを利用しやすいように工夫するとともに、利用者へ必要な情報を発信することで、サービスの利用の向上を図る必要があります。

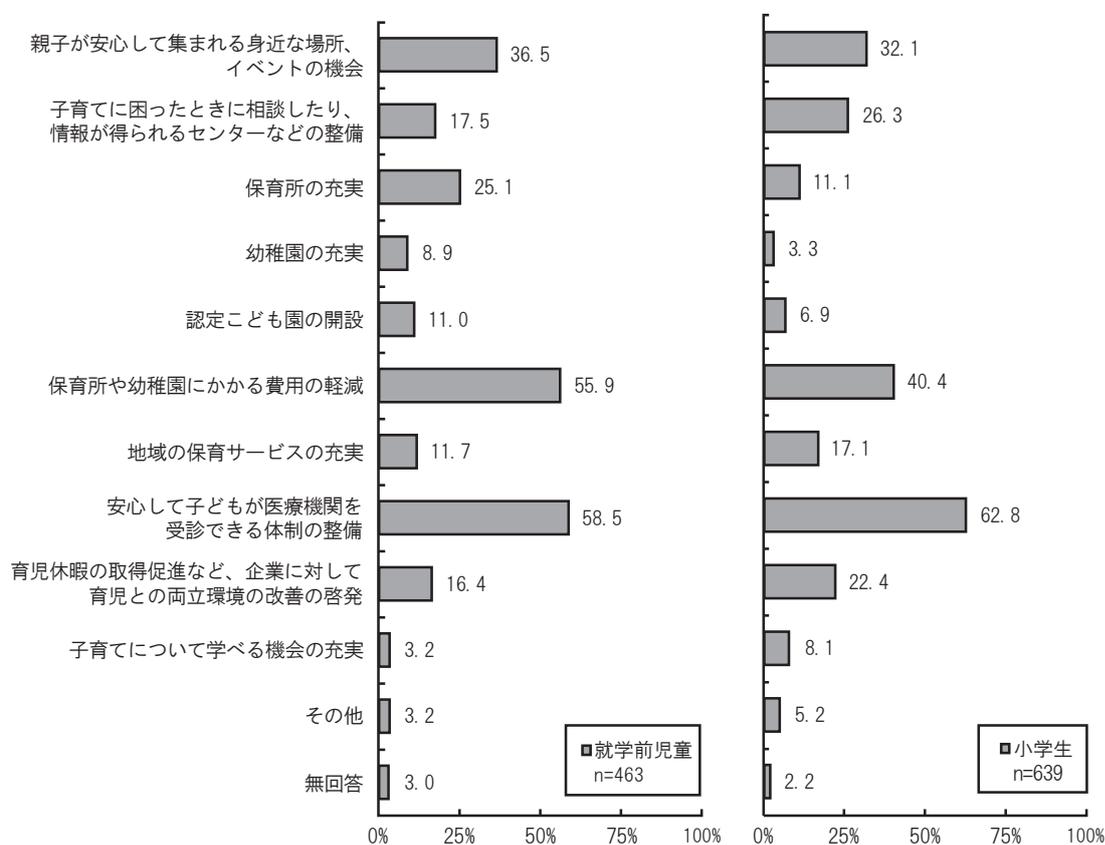
#### 1 多様な子育て支援サービスの安定した供給

今後さらに少子化が進むなかで、現行の子育て支援サービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（ニーズ）にあった多様な子育て支援サービスの創造、提供による子育て支援サービスの充実が求められます。

## 2 子育てサービスの利用しやすい工夫

ニーズ調査の結果によると、町の子育て支援について期待または充実すべき事項として、就学前児童では、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が58.5%で最も高く、次に「保育所や幼稚園の費用の軽減」が55.9%、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」が36.5%などとなっています。また、小学生では、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が62.8%と最も高く、次が「保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」で40.4%、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」が32.1%と上位を占めていることから、既存サービスの利用向上を図るとともにサービスの定着、充実へと行政の着実な取り組みが求められています。

町の子育て支援で期待することや、充実すべきこと



資料：ニーズ調査

## 子育てしやすい環境づくりについて

- 子育てをしている家庭の親が、仕事を含めた多様な生活を選択できるよう、家庭内でも男女共同参画できる協力体制が求められています。
- 将来を担う子どもたちを育てる親や家庭へ配慮し、負担を感じずに楽しく子育てのできる支援の充実が重要となります。
- 子育て相談や交流機会のあり方を工夫し、子育て家庭の抱える不安や悩みに対処できるような仕組みづくりが重要となります。

## 1 負担を感じない子育て環境づくり

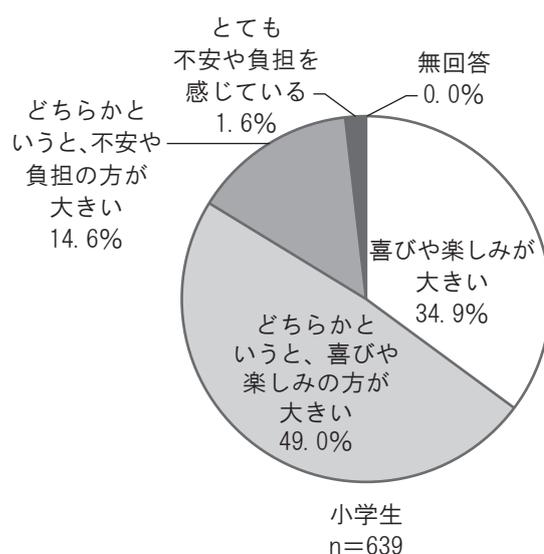
ニーズ調査の結果では、就学前児童および小学生を持つ家庭ともに子育てに対する、「喜びや楽しみ」を感じている割合はおよそ8割を占めています。

一方、子育てに対する「不安や負担」を感じている割合はおよそ2割となっています。

今後少子化が進行するなかで、地域の子育て家庭の減少や相談相手のいないこと等により、不安や負担を感じる家庭はますます増加するものと思われます。

こうしたことから、今日の地域の子育ての現状を十分に把握し、将来を担う子どもたちを育てる親や家庭へ配慮した適切な子育て支援サービスの構築をめざすとともに、負担を感じずに楽しく子育てのできる支援の充実がますます重要となります。

子育ての喜びと不安



資料：ニーズ調査

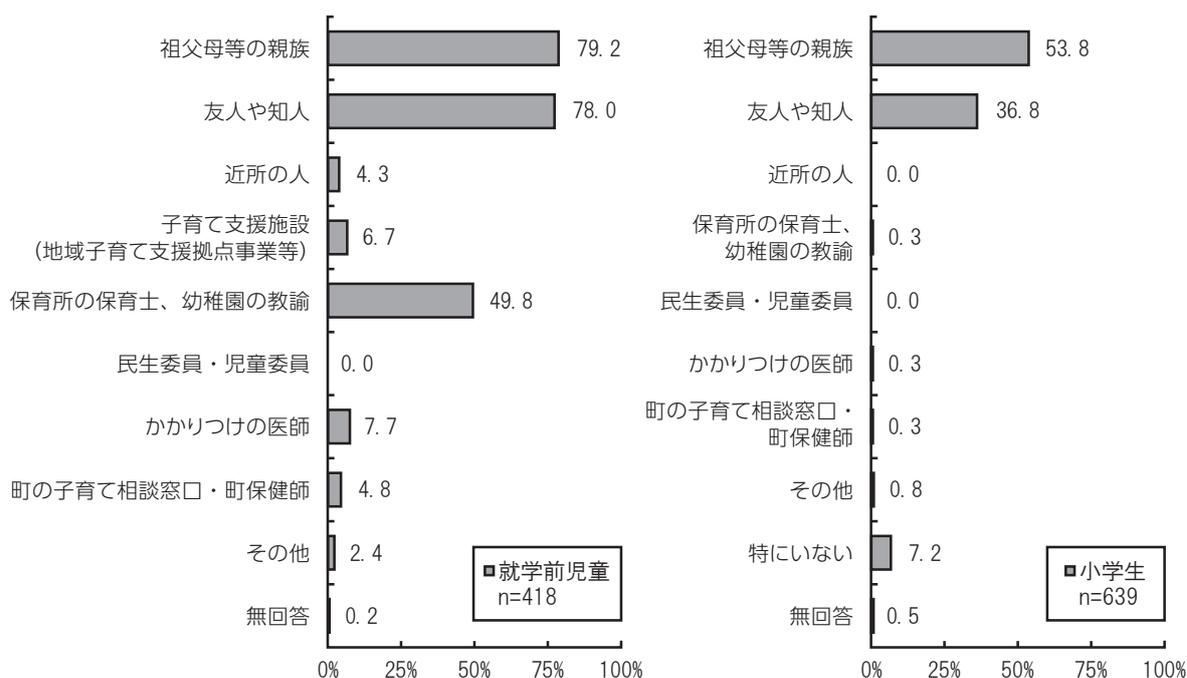
## 2 子育てへの不安や悩みに対処できる仕組みづくり

ニーズ調査では、子育てをする上での相談について、就学前児童および小学生を持つ家庭ともに「祖父母等の親族」が一番多くなっています。

また「町の子育て相談窓口・町保健師」と回答した割合は、就学前児童および小学生を持つ家庭ともに1割未満となっていることから、相談機会は子育て等の合間に相談できる“身近な”ものであることと、些細なことでも相談できる“気軽さ”を考慮した仕組みづくりが必要です。

特に最近では、核家族化や母親の社会での孤立等によって、育児への不安や心理的負担が増加し、そのストレスが児童虐待に影響しているとも言われています。今後は様々な子育て支援情報を発信するとともに子育て相談や交流機会のあり方を工夫し、児童虐待を防止するためにも、子育て家庭の抱える不安や悩みに対処できるような仕組みづくりが重要となります。

子育てをする上での相談について



資料：ニーズ調査

#### 課題 4

#### 子育てを支える地域づくり

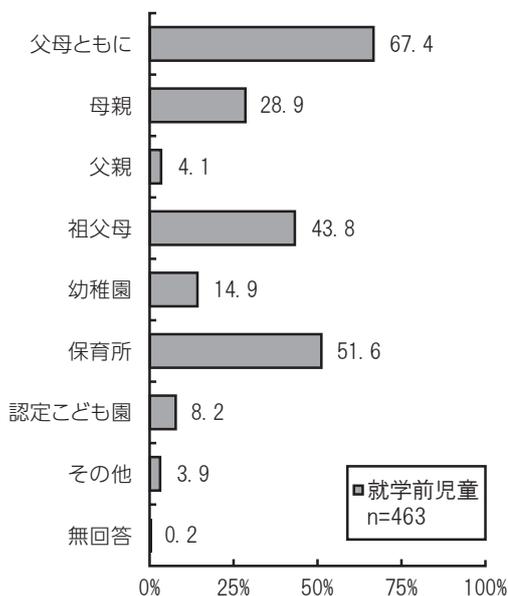
##### 子育てを支える地域づくりについて

- 友人や近隣住民といった地域も子育てへの役割を認識し、連携（ネットワークの形成）によって子育てのできる地域独自の子育て生活様式（ライフスタイル）の確立をめざす必要があります。
- 緊急時にも地域で安心した子育てがおこなえるよう、地域の医師や関係機関との協力した基盤整備が求められます。

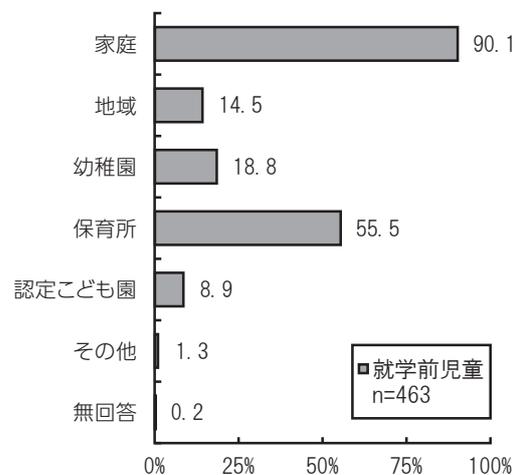
#### 1 地域の支える子育て支援体制づくり

今後さらに少子化が進むことが予測されているなかで、子どもを育てる保育の場は、子どものいる家庭だけが担うものではなくってきています。日頃から育児中の母親が声をかけてもらったり、子育てについて悩みを気軽に話せたりできるよう、友人や近隣住民がその役割を認識し、協力し合えるような地域づくり・人づくりを推進し、これまでの子育てのあり方からの転換を図ることが必要であり、そうした地域基盤のなかで、子育て支援サービスを効率よく活用し、安心して子育てのできる地域独自の子育て生活様式（ライフスタイル）の確立をめざす必要があります。

日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



子育てに影響を与えると思う環境



資料：ニーズ調査

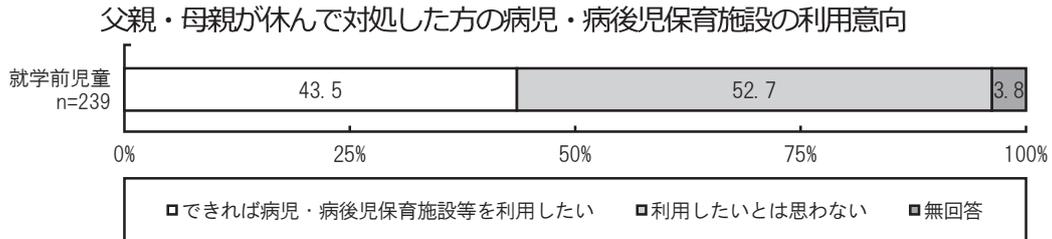
#### 2 地域の小児医療体制・病気やケガへの対応に向けた取り組み

少子化が進行する本町において重要な課題の1つとなっているのが、緊急時の対応、とりわけ子どもの病気やケガへの対応です。

ニーズ調査による健康や医療についての意見では、就学前児童および小学生を持つ家庭ともに「近くに小児科、耳鼻科がほしい」、「夜間・休日救急医療の体制を整えてほしい」といったように、地域の医療体制に対する回答が上位を占めています。

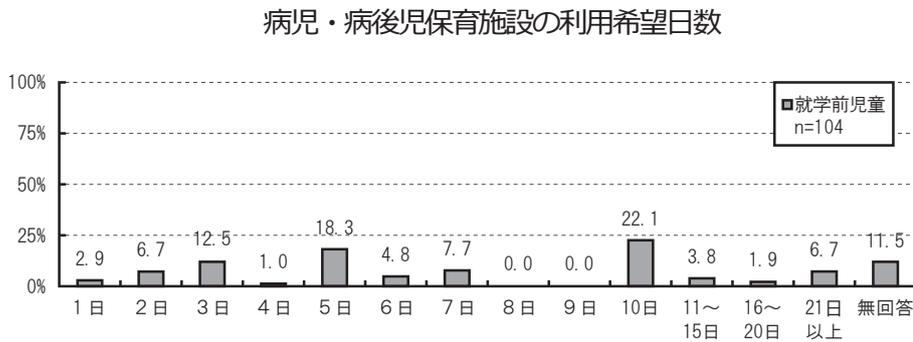
これらの意見を踏まえ、今後も広域的な救急医療体制の“環”づくりをすすめるとともに、予防接種や子育て家庭への病気・医療に関する情報提供を行うなど、地域の救急医療体制づくりに努めていきます。

また、病児・病後児保育事業の潜在ニーズもあり、父親・母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が43.5%となっています。

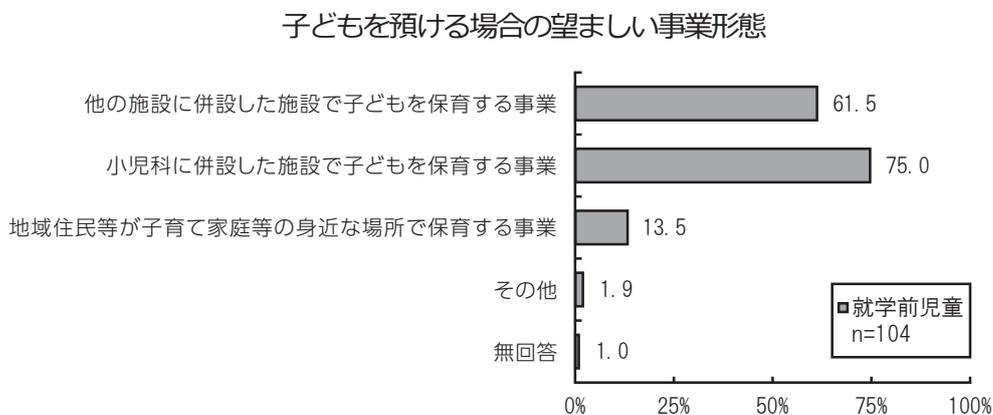


資料：ニーズ調査

利用意向における、利用する際の年間利用希望日数は、「10日」(22.1%)、「5日」(18.3%)、「3日」(12.5%)となっています。



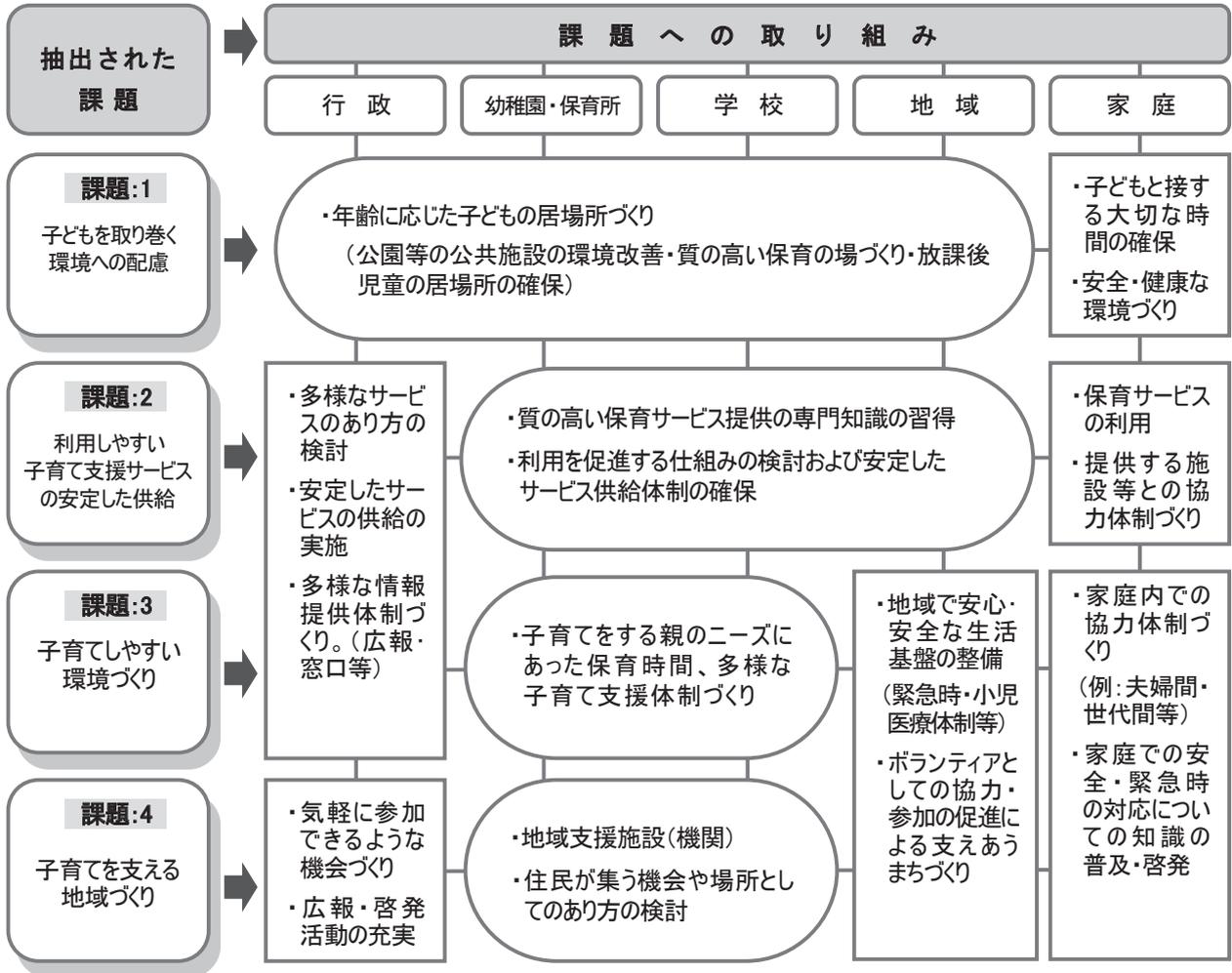
資料：ニーズ調査



資料：ニーズ調査

課題に対する取り組みと計画の方向性

抽出された課題を、取り組むべき主体ごとに整理し、「南部町子ども・子育て支援事業計画」における課題への取り組み、施策の方向性をつぎのように位置づけます。



計画の方向性

- 1 : 幼稚園・保育所・学校を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり
- 2 : 子育てをするすべての家庭が、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり
- 3 : 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり
- 4 : 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進
- 5 : 安心・安全な子育て環境づくり

地域にあった、子育て生活様式(ライフスタイル)の提案  
 家庭・関連施設・住民をも取り込んだ、社会的なネットワークの形成。共に支えあう地域社会の実現



## 第3章

# 子ども・子育て支援の 基本的な考え方





## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 第1節 基本理念（任意）

子どもはすくすく家庭はいきいき  
みんなで育て、支えあう“環”づくりをめざして

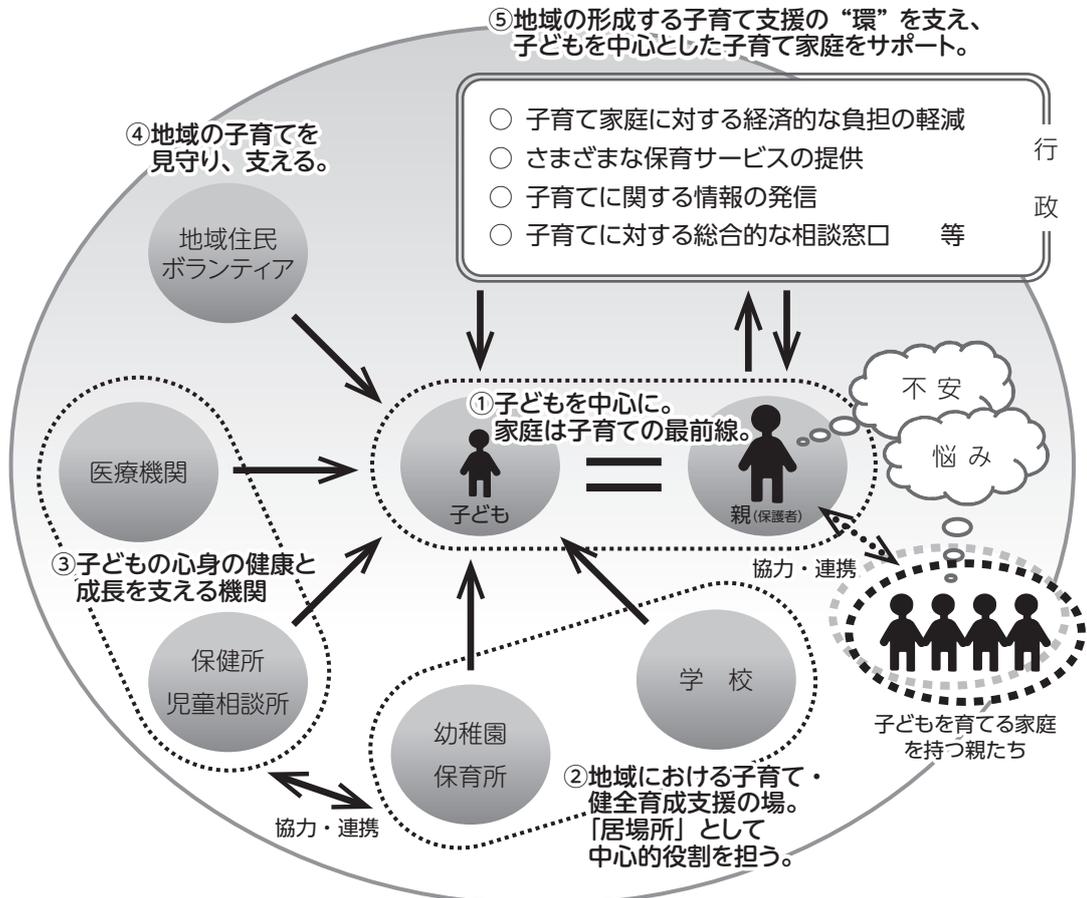
前章の課題抽出から、南部町の子育てを支援していくためには、子どもの幸せを第一に考えると同時に、子どもを育てる親（保護者）や家庭が子育て生活を楽しみ、そのうえで多様な生活を送ることのできる「ゆとり」が必要となっています。そのためには保育サービスや子育て支援サービスの有効利用、地域住民や民間活力を十分に活用すること等により、南部町の子どもたちをみんなで育てるという意識が大切です。

本計画では、基本理念を『子どもはすくすく家庭はいきいき みんなで育て、支えあう“環”づくりをめざして』とし、南部町で育つ子どもとして地域でともに支えあう“環”づくり（ネットワークの形成）をめざします。また、南部町では、こうした地域の“環”の形成を推進するとともに、南部町で子育てをする家庭の多様な生活様式（ライフスタイル）にあった支援サービスの発信・提供をめざします。

## 第2節 家庭・地域・関係機関・行政の役割

家庭・地域・関係機関・行政の役割について次のように位置づけます。

南部町における子育て支援の“環”（子育て支援将来像）



### 〔 南部町における子育て生活様式(ライフスタイル)イメージ 〕

#### 1 子どもが中心。家庭は子育ての最前線

南部町の子育ての中心にあるのは「子どもたちの健やかな成長」です。その子どもたちのために、安心や安全の確保、親と過ごす大切な時間が最も求められるのは、子育てが実践されている場(最前線)である家庭です。公的な子育て支援サービス等を効率よく活用しながら、親の多様な生活様式に対応し、楽しく子育て生活を送れるよう環境づくりに努めます。

#### 2 地域の子育ての場は「幼稚園」「保育所」「学校」同じ立場の親たちがともに集い、協力し合う

南部町の子育てにおいて最も利用されているのは、「幼稚園」、「保育所」、「学校」です。たとえ通っていないでも、地域の子育ての場の中心的な場として機能し、地域や子育てをする同じ立場の親たちが集い、交流、協力しあう場をめざします。また、地域の関係機関とはできるかぎり協力・連携し、子育て家庭をサポートできる環境をめざします。

#### 3 地域が主体となって、子どもを見守り・支え、行政が公的にサポート

南部町の子育てのなかで、地域住民は子どもを「見守り」、必要に応じて家庭や子育ての場での「支え」役となります。また、行政は地域の子育てに必要な公的サービスを提供するとともに、地域の支援体制である“環”全体を後方からサポートし、地域の体制づくりを推進します。

本計画の基本目標をつぎのように定めます。

### **基本目標 1：幼稚園・保育所・学校等を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり**

南部町における子どもたちの多くは、就学前には「幼稚園」、「保育所」、就学時には地域の「学校」に通い、この地域で成長していきます。そのなかで、何かあったときや子育てについての困りごとがあるときに地域で支えあい、集まりやすい場（中心）となるのは、こうした「幼稚園」、「保育所」、「学校」です。

したがって「幼稚園」、「保育所」、「学校」を地域の子育ての中心に据え、地域住民や保健所等の関係機関等、さまざまな団体・機関ができるかぎり協力・連携することによって、南部町ならではの子どもの成長、子育てをサポートできる体制づくりをめざします。

### **基本目標 2：子育てをするすべての家庭が、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり**

南部町で、子育て家庭がゆとりを持って子育てを行っていくためには、安心して子どもを産み、そして育てていくことができる環境であることが大切になります。

安心して出産に臨める体制、母子保健や保育サービス、子育て家庭同士の交流の場や子育ての不安や悩みを気軽に相談、リフレッシュできる体制等、妊産婦時期から子どもの成長に応じて求められる子育て支援が受けやすい仕組みづくりをめざします。

### **基本目標 3：子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり**

近年では、女性の社会進出をはじめ少子化、核家族化、晩婚化等によって、「仕事と育児の両立」のように、子どもを育てながらも多様な生活を選択する子育て家庭の親たちが増えています。

こうした生活様式（ライフスタイル）にあった子育て支援をめざすために、現行の社会制度を最大限に活用し、また家庭、職場、地域といった身近なところからの意識啓発を行いながら、よりよい環境づくりを推進します。

### **基本目標 4：地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進**

次の世代へ南部町の地域性や環境を引き継いでいくためにも、南部町の将来を担う子どもたちの成長は、家庭だけが負うものではなく、地域全体が見守り、支えていく必要があります。そして子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

また子育て家庭の多くは、地域に対して目の届かないところでの子どもの行動を温かく、ときには注意の目で見守られることを望んでいます。そこで本計画では、家庭と地域が関わりあう機会をつくりながら、児童虐待やいじめ問題を防ぎ、子育てを通じて自然に地域と家庭が協力し合い、次世代の南部町を創りだすまちづくりを推進します。

---

---

#### **基本目標5：安心・安全な子育て環境づくり**

地域で子育てするためには、よりよい子育てサービスと同時に、安心・安全に子育てができる環境であることも重要となります。

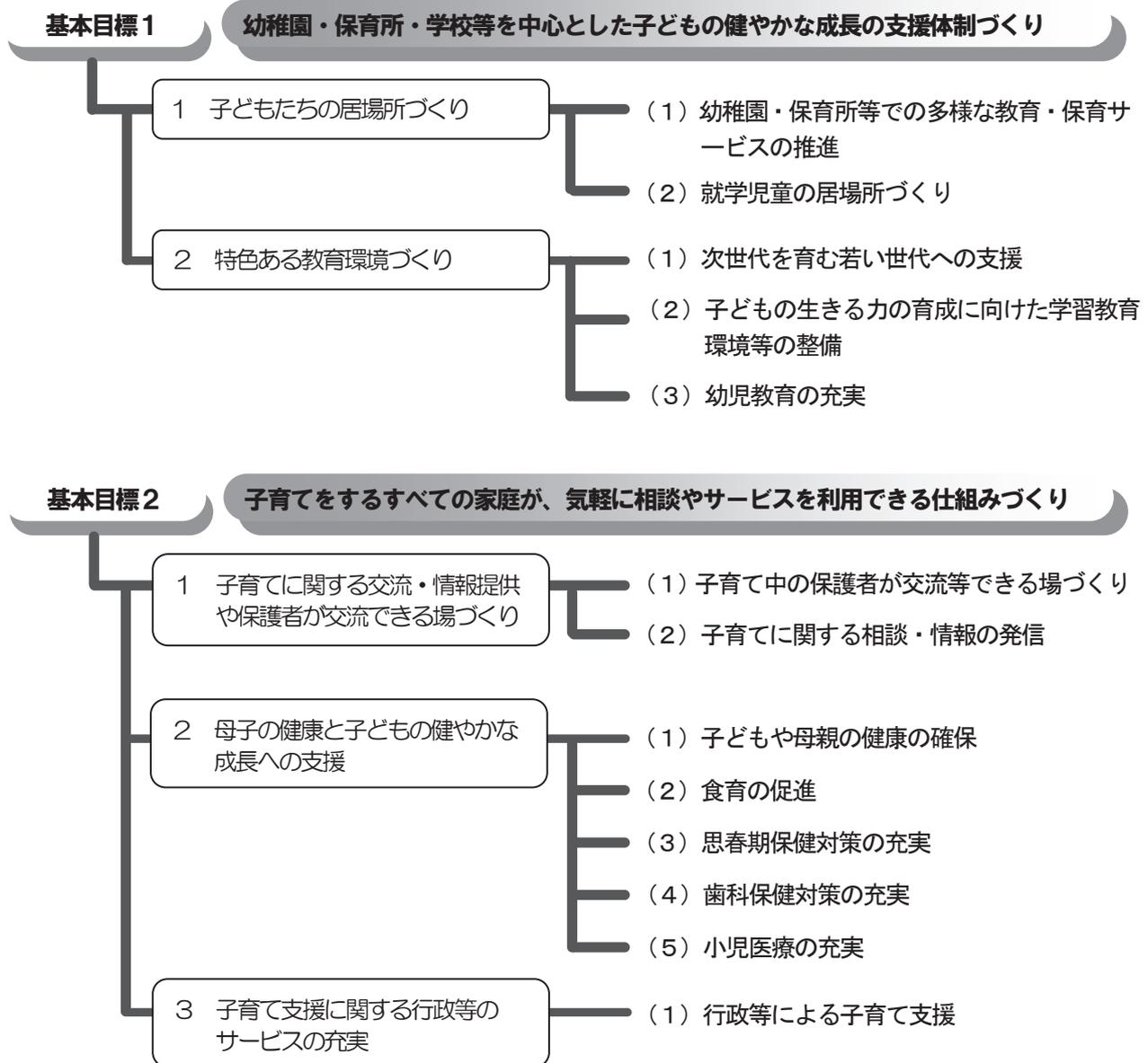
そこで、誰もが安心できる歩行環境、施設環境の整備や、公園や屋内施設等を有効活用した、親子や子ども同士で楽しく集える拠点づくり、さらには、子どもたちの命を守るための防犯体制の確保や安全教育の充実にも力を入れ、地域で安心・安全な子育てができる環境づくりをめざします。

### 第3節 施策の体系

#### 《基本理念》

子どもはすくすく家庭はいきいき  
みんなで育て、支えあう“環”づくりをめざして

#### 《施策の体系》



### 基本目標3

#### 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

1 仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透

- (1) 子育て支援の就業環境の整備
- (2) 家庭における男女共同参画の推進

### 基本目標4

#### 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

1 見守り・支える子育て支援の充実

- (1) 住民による子育て支援の充実
- (2) 家庭や地域の教育力の向上

2 ともに支えあう協力体制づくり

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進

### 基本目標5

#### 安心・安全な子育て環境づくり

1 子どもを安心して育てられる環境づくり

- (1) 安全な道路環境等の整備
- (2) 安心して遊び生活することができる環境の整備
- (3) 環境美化の推進

2 子どもを守る“地域力”の向上

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

#### 況 例

基本目標

基本目標名

施策の分類

- (1) 具体的施策
- (2) 具体的施策

## 第4章

# 教育・保育提供区域の設定（必須）





## 第4章 教育・保育提供区域の設定（必須）

### 第1節 教育・保育提供区域について

#### 1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

#### 2 区域設定の考え方

教育・保育提供区域の設定にあたっては、合併前の旧町村単位で、ある程度均衡のとれた施設設置がなされていることと、教育・保育サービスを利用している保護者の大半は、自家用車による送迎を行っていることから、提供区域を町内全域として設定しました。

#### 3 教育・保育提供区域

1号認定から3号認定までの認定区分ごとの教育・保育提供区域は町内全域とします。

認定区分	提供区域
1号認定（3～5歳児） 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	町内全域
2号認定（3～5歳児） 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
3号認定（0～2歳児） 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

地域子ども・子育て支援事業（11事業）の提供区域は町内全域とします。

事業名	提供区域
利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	町内全域
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	町内全域
妊婦健康診査 妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	町内全域

事業名	提供区域
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	町内全域
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	町内全域
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	町内全域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	町内全域
一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	町内全域
時間外保育（延長保育）事業 就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長などに対応して、通常保育の時間を延長して保育を行う事業	町内全域
病児・病後児保育事業 病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	町内全域
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	町内全域

その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方

事業名	提供区域
実費徴収に係る補足給付を行う事業	町内全域
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町内全域

## 第5章

# 量の見込みと確保の方策





## 第5章 量の見込みと確保の方策

### 第1節 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

#### 1 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対するニーズ調査の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

#### 2 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。

潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※（就労時間：月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、および0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月48時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、および0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

### 3 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）および地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

#### ■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (認定こども園・保育所)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人

#### ■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人および「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊りがけの預かりにおいて、「ショートステイ事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人

事業名	項目	算出対象
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
時間外保育事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、および「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
放課後児童健全育成事業 【低学年】	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
放課後児童健全育成事業 【高学年】	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人

## 第2節 教育・保育の量の見込み（需要）および確保方策（供給）

国から提示される基本方針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容並びに実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策および実施時期は以下のとおりとします。

### 1 1号認定（3歳以上：幼稚園、認定こども園）

【量の見込み】 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人	人	人	人	人
量の見込み	34	32	30	29	29
確保の内容	95	95	95	95	95
特定教育・保育施設（町内）	95	95	95	95	95
特定教育・保育施設（広域）	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
過不足	61	63	65	66	66

### 2 2号認定（3歳以上：保育所、認定こども園）

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園の利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。また、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数を「学校教育の利用希望が強い」として設定しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人	人	人	人	人
量の見込み	244	229	217	213	208
幼児期の学校教育の利用希望が強い	32	30	28	28	27
上記以外（他市町村への入所含む）	212	199	189	185	181
確保の内容	193	193	193	193	193
特定教育・保育施設（町内）	190	190	190	190	190
特定教育・保育施設（広域）	0	0	0	0	0
認可外保育施設	3	3	3	3	3
過不足	△51	△36	△24	△20	△15

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い人は幼稚園を利用し、実際上の過不足は生じない。

### 3 3号認定（0歳：保育所、認定こども園、地域型保育）

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数や、現在までの実績をもとに設定しています。

#### 【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人	人	人	人	人
量の見込み（他市町村への入所含む）	59	58	56	52	52
確保の内容	59	58	56	52	52
特定教育・保育施設（町内）	35	35	35	35	35
特定教育・保育施設（広域）	20	19	17	13	13
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	4	4	4	4	4
過不足	0	0	0	0	0

### 4 3号認定（1・2歳：保育所、認定こども園、地域型保育）

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数や、現在までの実績をもとに設定しています。

#### 【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人	人	人	人	人
量の見込み（他市町村への入所含む）	135	132	128	124	119
確保の内容	135	132	128	124	119
特定教育・保育施設（町内）	105	105	105	105	105
特定教育・保育施設（広域）	27	24	20	16	11
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	3	3	3	3	3
過不足	0	0	0	0	0

### 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(需要)および確保方策(供給) (必須)

#### 1 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

【量の見込み】 子育て世代包括支援センター（母子保健型）を開設し、南部町健康福祉課内において実施することを踏まえて設定します。

##### 【確保の方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	0 か所				
確保の方策	基本型・特定型	0 か所				

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	母子保健型	1 か所				
確保の方策	母子保健型	1 か所				

#### 2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業

【量の見込み】 すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援センター」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月当たり日数×12月）を乗じて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定します。

【確保の方策】 既存の3か所の保育施設において、地域子育て支援センターを開設します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5,468 人日	5,336 人日	5,181 人日	5,003 人日	4,871 人日
確保の方策		3 か所				

### 3 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

【量の見込み】 現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】 国が定める望ましい基準（受診回数、検査項目）の健診について、すべての妊婦が受診できるよう体制および受診回数・検査項目を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80人	80人	80人	80人	80人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施

### 4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

【量の見込み】 現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	85人	85人	85人	85人	85人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施

### 5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業

【量の見込み】 現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施

## 6 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

【量の見込み】 すべての家庭類型の0～5歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「子育て短期支援事業(ショートステイ)」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】 現在、本町では実施していません。近隣では八戸市で1カ所開設しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## 7 子育て援助活動支援事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出します。

【確保の方策】 現在、本町では実施していない事業で、八戸市社会福祉協議会が広域的に事業を実施しています。今後も事業内容についての周知および利用促進に努め、提供会員を拡大して対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（就学後）	2,429人日	2,355人日	2,362人日	2,221人日	2,080人日
確保の方策	2,429人日	2,355人日	2,362人日	2,221人日	2,080人日

## 8 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

### ①幼稚園型

### ②幼稚園型以外

#### 【量の見込み】・【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①1号(②以外)による利用	18,000人日	16,858人日	16,069人日	15,688人日	15,335人日
量の見込み②2号(学校教育の利用希望が強い者)による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
上記以外	270人日	258人日	248人日	241人日	235人日
確保方策 一時預かり事業(幼稚園型I)	18,000人日	16,858人日	16,069人日	15,688人日	15,335人日
確保方策 上記以外(私学助成(預かり保育推進事業)による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による3~5歳児の受け入れ等)	270人日	258人日	248人日	241人日	235人日

## 9 時間外保育(延長保育)事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間、保育所等において保育を実施する事業

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0~5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数をもとに設定しています。

【確保の方策】 既存の3か所の保育施設において、1時間延長して、保育を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	195人	186人	179人	174人	169人
確保の方策	315人	315人	315人	315人	315人

## 10 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業

**【量の見込み】** 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、および「病児・病後児保育を利用した」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出した人数をもとに設定しています。

**【確保の方策】** 現在、本町では実施していない事業ですが、児童・保護者の利便性の向上を図る観点から、事業の実施について検討を行っていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	252 人日	240 人日	231 人日	224 人日	219 人日
確保の方策	252 人日	240 人日	231 人日	224 人日	219 人日

## 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業

平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、高学年児童（4年～6年生）も条件付で対象学年としています。

**【量の見込み】** 就学前の児童を今後、小学校低学年・高学年時において、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ（学童保育）」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数をもとに設定しています。

**【確保の方策】** 既存の8か所の放課後児童クラブにおいて、実施します。

大規模な放課後児童クラブについては、適正な「支援の単位」になるよう、分割を検討します。あわせて適正な施設整備に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	259 人	252 人	250 人	240 人	227 人
1年生	62 人	61 人	57 人	51 人	50 人
2年生	56 人	62 人	61 人	57 人	51 人
3年生	66 人	56 人	61 人	60 人	56 人
4年生	23 人	26 人	22 人	24 人	24 人
5年生	24 人	23 人	26 人	22 人	24 人
6年生	28 人	24 人	23 人	26 人	22 人
確保方策	274 人				

---

## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品を購入に要する費用又は特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の、全部又は一部を助成する事業

【確保の方策】 今後の国の動向を踏まえ、必要に応じて内容を検討した上で実施します。

## 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置・運営を促進するための事業

【確保の方策】 今後の地域の実情や需給の状態を十分に把握し、検討した上で実施します。

---

## 第4節 教育・保育の一体的提供の推進（必須）

---

### 1 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた、多様で総合的な子育て支援を行う施設として位置づけられ、国では、認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

今後は、制度の動きや保護者のニーズ、児童数の推移などを見極め、民間事業者の意見も参考にしながら、移行について取り組みます。

### 2 幼稚園教諭や保育士の資質向上のための支援

すべての子どもの健やかな育ちをめざすためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が不可欠です。

幼稚園教諭と保育士が、教育・保育の質の向上に向けて、意義や課題を共有する機会を確保できるように、機関の連携に努めます。

### 3 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

### 4 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方地域型保育事業は、0歳から2歳児の保育を地域に密着した身近な場で提供する役割を担うものです。これらが、相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

こうしたことから、教育・保育施設と認可された地域型保育事業者との十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

### 5 幼稚園および保育所と小学校との連携

教育・保育の切れ目のない支援と環境づくりを確保するためには、小学校教諭と幼稚園教諭・保育士が共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について理解を深め共有することが大切なことから、町内の幼稚園、保育所、小学校の連携を一層強化します。

---

## 第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（必須）

---

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。幼児教育・保育の無償化の対象となるためには施設等利用給付認定を受ける必要があります。町では子育てのための施設等利用給付にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

### 1 子育てのための施設等利用給付の実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

### 2 青森県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行にあたっては、必要に応じて青森県に施設等の所在、運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、青森県との連携を図ります。

## 第6章

# その他関連施策の展開





## 第6章 その他関連施策の展開

※ 子ども・子育て支援事業計画（第1期）から引き継ぐ施策事業等

### 【基本目標1】

幼稚園・保育所・学校等を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり

#### 1 子どもたちの居場所づくり

##### (1) 幼稚園・保育所等での多様な教育・保育サービスの推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
保育所入所 児童数の拡充 (通常保育)	就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
延長保育事業	就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
一時預かり事業	就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
教育相談 保育相談	就学前児童	健康福祉課 学務課	保育所 幼稚園	4施設	継続実施
地域子育て 支援センター	就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
子育て支援 相談窓口	就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
保育所地域 活動事業	地域住民	保育所	保育所	各種活動 の実施	継続実施
世代間交流事業	就学前児童	健康福祉課 学務課	保育所 幼稚園	年1回	継続実施
児童館事業	就学前児童	健康福祉課	児童館	1か所 (休館中)	縮小

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
保育料軽減事業	就学前児童	健康福祉課	健康福祉課	13人	縮小して 継続実施
幼児教育・保育の 無償化事業	就学前児童	健康福祉課	健康福祉課	—	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

就労形態の多様化にともなう教育・保育需要に対応するため、平成 28 年度から公立幼稚園・保育所の民営化を実施し、教育・保育環境の整備および質の向上を目指しています。

今後も地域の幼稚園、保育所がすべての子育て家庭にとって、地域の子育ての中心的役割を果たせるよう様々な機会を活用し、就学前の子どもや子育てをする親たちが地域で安心できる「居場所」づくりを支援します。

(2) 就学児童の居場所づくり

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
放課後児童 健全育成事業	小学校児童	健康福祉課	放課後 児童クラブ	216人 (8か所)	継続実施
放課後児童クラブ 情報交換会	放課後児童 支援員等	健康福祉課	放課後 児童クラブ	年4回	継続実施
保育所・幼稚園の 園庭・園舎の解放	地域住民	健康福祉課 学務課	保育所 幼稚園	随時	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

保護者が労働等の理由により、昼間家庭にいない就学児童の健全な育成を図る放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）のほか、週末や長期休暇、学校の週5日制等に対応した子どもたちの活動の場を設け、就学児童が健やかに成長し、地域で活動できる「居場所」の確保に努めます。また、今後は「新・放課後子ども総合プラン」を推進し、放課後子供教室との一体的実施を目指します。

なお、放課後児童クラブでは、保護者からのニーズをもとに、平成 25 年度から土曜日・長期休暇における保育時間の延長を実施しています。また、平成 27 年度からは、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、高学年児童（4年～6年生）も対象学年としています。

## 2 特色ある教育環境づくり

### (1) 次世代を育む若い世代への支援

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
ボランティア協力校 活動の推進	小学校児童 中学校生徒	学務課	各小中学校	10校	継続実施
乳幼児との ふれあい体験	中学校生徒	健康福祉課	希望する 中学校	3校 90人	継続実施
認知症サポーター 養成講座	小学校児童 中学校生徒	健康福祉課	希望する 小中学校	—	継続実施
心の健康教室	小学校児童	健康福祉課	社会福祉 協議会	5校 年6回	継続実施

### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

教育機関との連携のもとに、保育所等で小中学生が乳幼児とふれあう機会や小中学校等のそれぞれの段階に応じた福祉教育を行い、次世代を育む児童生徒の理解や思いやりのこころを育てる活動を推進します。

### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学習教育環境等の整備

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
学力検査の実施	小学校児童 中学校生徒	学務課	各小中学校	国1回 県1回	継続実施
学校と地域ネット 推進事業	小学校児童 中学校生徒	社会教育課	各小中学校	年210回	継続実施
ニュースポーツin スクールの開催	小学校児童 中学校生徒	社会教育課	社会教育課	年20回	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
小学校水泳 記録会	小学校児童	学務課	南部町教育 振興協議会	年1回	継続実施
小学校陸上 競技記録会	小学校児童	学務課	南部町教育 振興協議会	年1回	継続実施
小中学校における 交流事業	小学校児童 中学校生徒	学務課	学務課	12校	継続実施
危機管理マニュアル の見直し	小学校児童 中学校生徒	学務課	学務課	随時	継続実施
緊急時の対応 研修・訓練の実施	小学校児童 中学校生徒	学務課	学務課	年3回	継続実施
中学生海外 派遣事業	中学校生徒	学務課	学務課	年1回 カナダ 23人	継続実施
スクールカウンセラー 配置事業	小学校児童 中学校生徒	学務課	県教育委員会	小学校 5校 中学校 4校	継続実施
少人数学級 編制の推進 (あおもりっ子 育みプラン21 推進事業)	小学校児童 中高校生徒	学務課	県教育委員会	随時	継続実施
民生委員 児童委員	小学校児童 中高校生徒	健康福祉課	社会福祉 協議会	通年	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

変化する学習環境のなかでも、子どもたちが生涯を通じて自由に楽しく学び、心身ともに健やかな成長を目指す「生きる力」を育てます。また地域の人々に身近な教育施設である学校と地域・家庭との連携を図り、開かれた学校環境づくりを目指します。

## (3) 幼児教育の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
教育支援委員会	教育上特別な支援を要する就学前幼児・児童・生徒	学務課	南部町教育支援委員会	定例会 4回 専門部会 4回	継続実施
幼保小連絡協議会の開催	6歳児	学務課	幼稚園 保育所 小学校	年4回	継続実施
幼稚園就園奨励費	幼稚園 在園児の 保護者	学務課	学務課	0人	継続実施
教育相談 (再掲)	就学前児童	学務課	幼稚園	実施	継続実施
幼稚園における 情報提供	就学前児童 を持つ家庭	学務課	幼稚園	実施	継続実施
保育所での幼児 教育の推進	就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
障害児保育 対策事業	障害を持つ 就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
地域観光イベント および行事への 参加協力	就学前児童	商工観光課	観光協会	実施	継続実施
私立幼稚園 研修会	幼稚園教諭	県私立幼稚園 連合会	県私立幼稚園 連合会	—	継続実施
町内幼保研修会	幼稚園教諭 保育士	健康福祉課 学務課	幼稚園 保育所	—	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
幼保小連絡協議会 の開催 (再掲)	幼稚園教諭 保育士 小学校教諭	学務課	幼稚園 保育所 小学校	年4回	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

幼稚園と保育所の担う役割は、国における「子ども・子育て関連3法」の制定により、今後ますます重要になってくると考えられます。このことを踏まえ、両施設がそれぞれの十分な機能を果たすとともに連絡・調整を図り、幼児教育を推進していく必要があります。

## 【基本目標2】

子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり

### 1 子育てに関する交流・情報提供や保護者が交流できる場づくり

#### (1) 子育て中の保護者が交流等できる場づくり

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
子育てサークル支援	就学前の 乳幼児を 持つ親	健康福祉課	子育て支援 センター	通年	継続実施
地域子育て 支援センター (再掲)	就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
幼稚園等の 空き教室の 活用	就学前児童	学務課	幼稚園	—	継続実施
子育て教室 (びよすくらんど)	子育て家庭	健康福祉課	健康福祉課	月1回	継続実施
子育てフェスタ事業	子育て家庭	健康福祉課	健康福祉課	年1回 参加者 約1,000人	継続実施 (検討)

#### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

家庭や地域の持つ子育て支援への役割が低下するなかで、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、子育てサークルといった民間活力への支援を行います。また子育て中の保護者が、自由に相談や交流できる地域子育て支援センターの活用を促進し、親たちの子育てに対する負担感を少しでも軽減できるよう努めます。

## (2) 子育てに関する相談・情報の発信

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
妊婦健康相談	妊婦	健康福祉課	健康福祉課	母子健康手帳の交付時 および電話 延 142 人	継続実施
母子保健訪問指導	妊産婦 新生児 乳幼児	健康福祉課	健康福祉課	随時実施 191 人 延 230 人	継続実施
転入時健康相談	転入した 乳幼児の 保護者	健康福祉課	健康福祉課	随時実施	継続実施
乳児健康相談	乳児	健康福祉課	健康福祉課	年 6 回 受診率 97.7%	年 12 回 受診率 90%
4 歳児健康相談	4 歳児	健康福祉課	健康福祉課	年 6 回 受診率 92.6%	年 12 回 受診率 85%
幼稚園における 情報提供 (再掲)	就学前児童 を持つ 保護者	学務課	幼稚園	園児募集 広報 年 1 回	継続実施
子育て支援相談 (窓口・メール)	児童を持つ 保護者	健康福祉課	健康福祉課	随時実施	継続実施
子育てに関する情報 の広報誌への掲載	子育て家庭	健康福祉課	健康福祉課	月 1 回	新規実施
利用者支援事業	子育て家庭	健康福祉課	健康福祉課	—	新規実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

行政の持つ子育て支援情報を、妊娠時や乳幼児期等の時期に応じて適切に発信することにより、必要な情報が十分に得られ、また民間等による情報との棲み分けを図ることで、子育て支援サービス等が広く周知されるよう、情報提供手段等の工夫に努めます。

そのためにも、妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的に、子育て世代包括支援センター（母子保健法に規定する母子保健包括支援センターをいう。）を設置し、子育てに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

2 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
妊婦委託健康診査	妊産婦	健康福祉課	医療機関	実施 121人 延1,459人	継続実施
妊婦健康相談 (再掲)	妊婦	健康福祉課	健康福祉課	母子健康手帳の交付時 および電話 延 142人	継続実施
母子保健訪問指導 (再掲)	妊産婦 新生児 乳幼児	健康福祉課	健康福祉課	随時実施 191人 延 230人	継続実施
乳児健康相談 (再掲)	乳児	健康福祉課	健康福祉課	年6回 受診率 97.7%	年4回 受診率 90%
4歳児健康相談 (再掲)	4歳児	健康福祉課	健康福祉課	年6回 受診率 92.6%	年6回 受診率 85%
乳児一般委託 健康診査	乳児	健康福祉課	医療機関	実施 104人 延 144人	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
乳児健康診査	8か月～ 10か月児	健康福祉課	医療機関	年4回 受診率 91.2%	年4回 受診率 95%
1歳6か月児 健康診査	1歳7か月 ～8か月児	健康福祉課	健康福祉課	年6回 受診率 95.8%	年4回 受診率 95%
3歳児健康診査	3歳7か月 ～8か月児	健康福祉課	健康福祉課	年6回 受診率 99.1%	年6回 受診率 95%
1歳6か月児 ・3歳児精神発達 精密健康診査 および事後指導	就学前児童 就学児童	健康福祉課	健康福祉課	年2回 2人	継続実施
先天性股関節 脱臼健康診査	生後90～ 150日未満 の乳児	健康福祉課	医療機関	3医療機関	継続実施
ことばの教室	就学前児童	健康福祉課	健康福祉課	年36回 実人員 13人	継続実施
発達相談 にこにこ教室	就学前児童 保護者	健康福祉課	健康福祉課	年46回 実人員 13人	継続実施
幼稚園・保育所への 巡回指導	就学前児童	健康福祉課	健康福祉課	年6回	継続実施
小中学校健康教室	小学校児童 中学校生徒	健康福祉課	健康福祉課	3校 198人	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
若年生活習慣病 予防健康診査	中学校生徒	健康福祉課	健康福祉課	4校 242人	継続実施
中学生ヘリコバクター ・ピロリ菌抗体検査 および除菌治療事業	中学校生徒	健康福祉課	健康福祉課	4校 119人	継続実施
乳がん・子宮頸がん 健診	20歳以上 の女性	健康福祉課	検診実施機関	乳がん 26.1% 子宮頸がん 23.5%	継続実施
特定不妊治療費 助成事業	特定不妊治療 を受ける夫婦	健康福祉課	健康福祉課	—	継続実施
健康づくり推進 協議会の活用	地域住民	健康福祉課	健康福祉課	年3回	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

妊婦期～出産期～新生児期・乳幼児期といった子どもの成長段階に合わせて、次世代を担う子どもや子を育てる母親の健康が保たれるよう、健康診査等指導活動の充実に努めます。

(2) 食育の促進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
乳幼児健康診査等 での食事指導	乳幼児健康 診査等を受 けた保護者	健康福祉課	健康福祉課	延 564 人	継続実施
小中学校 料理教室 (食生活改善 推進員活動)	小学校児童 中学校生徒 および 保護者	健康福祉課	食生活改善 推進員会	5 校 128 人	推進員と 連携して 継続実施
学校等給食担当者 研修会の活用	学校等 給食担当者	給食 センター	県・郡内	年 3 回	継続実施
小中学校健康教室 (再掲)	小学校児童 中学校生徒	健康福祉課	健康福祉課	3 校 198 人	継続実施
食生活改善推進員 による声かけ活動	地域住民	健康福祉課	健康福祉課	随時実施	継続実施
健康に関する情報の 広報誌への掲載	地域住民	健康福祉課	健康福祉課	月 1 回	継続実施
地区栄養教室 の実施	地域住民	健康福祉課	食生活改善 推進員	年 9 回	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

子どもの健やかな成長については、十分な睡眠や規則正しい食習慣が大切とされています。近年の生活環境の変化により、親子ともに不規則な生活リズムとなり、食生活が乱れやすくなりがちです。子どもたち、そして大人たちに食生活の大切さを伝えるために、子どもの頃からの「食育」が今後ますます重要になってきています。

こうした「食育」に家庭、幼稚園、保育所、学校、地域で取り組むことにより、一人ひとりが健康で豊かな食生活習慣を身につけられる指導・学習機会を促進します。

(3) 思春期保健対策の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
学校保健部会の開催	小中学校 養護教諭	学務課	各小中学校	年4回	継続実施
中学校健康教室 (生活習慣病予防)	中学校生徒	健康福祉課	健康福祉課	4校 129人	継続実施
飲酒・喫煙の害についての知識の広報 および教室の開催	小学校児童 中学校生徒	学務課	各小中学校	実施	継続実施
薬物乱用に関する知識の広報および 教室の開催	小学校児童 中学校生徒	学務課	各小中学校	年1回	継続実施
思春期ふれあい 体験学習	中学校生徒	健康福祉課	健康福祉課	5校 160人	継続実施
心の健康教室 (再掲)	小学校児童	健康福祉課	社会福祉協議会	5校 年6回	継続実施
スクールカウンセラー 配置事業 (再掲)	小学校児童 中学校生徒	学務課	県教育委員会	小学校 5校 中学校 4校	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

思春期の男女の健康をおびやかす問題や、思春期特有の心の病の問題は多様化し、深刻さを増してきています。こうした問題に対応すべく学校をはじめ保健機関とも連携を図りながら、命や心に対する正しい知識の取得のための情報提供や教育の推進、専門家の確保や個別の相談体制づくりを進め、命の大切さを学ぶ機会の充実を目指します。

## (4) 歯科保健対策の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
妊産婦歯科 健康診査	妊産婦	健康福祉課	健康福祉課	18人 受診率 24%	継続実施
妊婦健康相談 (再掲)	妊婦	健康福祉課	健康福祉課	母子健康手 帳の交付時 および電話 延 142人	継続実施
乳幼児健診等での 歯科保健指導	乳幼児	健康福祉課	健康福祉課	年 32回	継続実施
1歳6か月児 健康診査 (再掲)	1歳7か月 ～8か月児	健康福祉課	健康福祉課	年 6回 受診率 95.8%	年 6回 受診率 95%
2歳児 歯科健康診査	2歳7か月 ～8か月児	健康福祉課	健康福祉課	年 4回 受診率 94.9%	年 4回 受診率 85%
3歳児健康診査 (再掲)	3歳7か月 ～8か月児	健康福祉課	健康福祉課	年 6回 受診率 99.1%	年 6回 受診率 95%
幼稚園・保育所での 歯みがき指導	乳幼児	健康福祉課	社会福祉協議会 健康福祉課	年 1回 (4施設)	継続実施
歯に関する情報の 広報誌への掲載 ・受診の呼びかけ	乳幼児の 保護者	健康福祉課	健康福祉課	年 6回	継続実施
幼児フッ素 塗布事業	幼児	健康福祉課	健康福祉課	年 2回	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

町内の歯科保健対策は、1歳6か月および2歳児、3歳児の健康診査時に乳幼児に対する口腔検査、歯科指導が行われています。統計によると1歳6か月～3歳にかけて、う歯（虫歯）の保有率が急増していることがうかがえます。

乳歯が虫歯になると永久歯もその影響を受けることになり、妊娠中からの歯の健康づくりへの意識を高め、定期健診での受診率向上や虫歯予防の推進、早期からのブラッシング（歯磨き）の習慣づけ、フッ素塗布等を行い、歯科保健対策の充実に努めます。

(5) 小児医療の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
広域による地域医療体制の確保	地域住民	健康福祉課	関係機関	年1回	継続実施
広報等による医療情報の提供	地域住民	健康福祉課	健康福祉課	適宜実施	継続実施
各種定期予防接種	乳幼児 就学前児童 小学校児童 中高校生徒	健康福祉課	健康福祉課	通年 接種者数 延2,381人	継続実施
乳幼児はつらつ事業 (乳幼児医療給付)	就学前児童	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 568人 給付件数 11,296件	継続実施
未熟児養育医療	乳児	健康福祉課 ※	健康福祉課 ※	受給者数 2人 支給額 376,494円	継続実施
小児慢性 特定疾患医療	就学前児童 就学児童	県保健所	県保健所	16人	継続実施

※ 平成25年4月 青森県（保健所）から町へ権限移譲

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
子ども医療費の給付	高校修了前までの児童を養育している家庭	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 1,157人 給付件数 10,466件	継続実施
ひとり親家庭等医療費の給付	ひとり親家庭等	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 511人 給付件数 3,826件	継続実施
療育相談	発達に遅れのある乳幼児	健康福祉課	県保健所	実施	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

町内の小児医療は、町内の小児科医院だけでなく、八戸市休日夜間急病診療所および周辺市町村の総合病院に依存している状態です。救急医療の確保に関しては、青森県および近隣の広域救急医療制度を利用した取組みが必要不可欠となっています。

平成 29 年 3 月には八戸地域広域市町村圏事務組合を構成する 8 市町村において、八戸圏域連携中核都市圏連携協約が締結されるなど、今後も広域的な医療体制の一層の充実を目指すとともに、不妊専門相談センター事業やファミリーサポートセンター事業、子育てつどいの広場事業（こどもはっち）など、子育て支援事業の充実を図りながら、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に努めていきます。

### 3 子育て支援に関する行政等のサービスの充実

#### (1) 行政等による子育て支援

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
「南部町子ども・子育て会議」の開催	子ども・子育て会議委員	健康福祉課	南部町子ども・子育て会議	年1回	年1回
子育てサークル支援 (再掲)	就学前の乳幼児を持つ保護者	健康福祉課	子育て支援センター	通年	継続実施
相談活動の実施	子育て家庭の保護者	保育所 健康福祉課	保育所 健康福祉課	通年	継続実施
児童手当の支給	中学校修了前までの児童を養育している家庭	健康福祉課	健康福祉課	支給 対象者 952人	継続実施
子ども医療費の給付 (再掲)	高校修了前までの児童を養育している家庭	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 1,157人 給付件数 10,466件	継続実施
子育て支援学校 給食費給付金事業	児童生徒を養育し、町内に住所を有する保護者	学務課	学務課	対象者 1,132人	継続実施

#### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

本計画における各施策の推進を図るために子ども・子育て会議委員による推進体制を構築しました。

また、行政の限られた財源のなかで、必要に応じたサービスが提供できるよう、各課等との連携を強め、さらには地域レベルでの支援体制づくりや経済的支援により、家庭・地域・関係機関・行政が一体となって、地域の子どもたちの成長を支えられるよう町内における子育ての“環”をサポートする体制づくりを推進します。

### 【基本目標3】

#### 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

##### 1 仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透

###### (1) 子育て支援の就業環境の整備

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
労働者・事業主への 広報・啓発活動 の実施	労働者 事業主	商工観光課	商工観光課	—	新規

##### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

ニーズ調査では、就学前児童の母親の就労状況として約7割の方が「就労している」と回答しています。また、小学生の母親の就労状況としては、8割を超える方が「就労している」と回答しています。

平成31年3月に「第2次南部町男女共同参画基本計画」が策定されたことに伴い、町民1人ひとりが性別にかかわらず人権を尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会を目指します。

企業においても、仕事と子育ての両立に向けた就業環境の整備等、労働者および事業主が一体となって、活動の推進を図ります。

###### (2) 家庭における男女共同参画の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
ワーク・ライフ・ バランスの実現に 向けた理解の促進	地域住民	住民生活課	住民生活課	—	新規実施
「鍋の日」の 周知・啓発	地域住民	企画財政課	企画財政課	12回 毎月22日	毎月22日
男性の家事・育児 への参画推進	地域住民	住民生活課 健康福祉課	住民生活課 健康福祉課	通年	継続実施

##### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、家庭や地域において、協力しながら子どもを育てることができるよう、男女共同参画意識の啓発を図ります。

## 【基本目標4】

### 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

#### 1 見守り・支える子育て支援の充実

##### (1) 住民による子育て支援の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
幼稚園等の 空き教室の活用 (再掲)	就学前児童	学務課	幼稚園	—	継続実施
民生委員児童委員 (再掲)	子育て家庭	健康福祉課	社会福祉協議会	通年	継続実施
学校・警察 連絡協議会	地域住民	学務課	学校・警察 連絡協議会	通年	継続実施
学校と地域ネット 推進事業 (再掲)	小学校児童 中学校生徒	社会教育課	各小中学校	年 210 回	継続実施

#### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

地域が子どもの健やかな成長を支えていくために、子育てサークルや各種団体をはじめ地域の住民が主体となり、地域の社会資源を十分活用しながら、行政では担い切れないサービスを支える身近な“サポーター”として、子育てによる地域の結びつきを強める取組みを推進します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
家庭教育学級の開催	小学校児童の保護者	社会教育課	各小中学校PTA	2回	継続実施
マリンスポーツ体験交流会	小学校児童	社会教育課	社会教育課	年1回 (1泊2日)	継続実施
子ども会育成連絡協議会への支援	小学校児童 中高校生徒	社会教育課	社会教育課	通年	継続実施
社会教育委員会議の開催	社会教育委員	社会教育課	社会教育課	年2回	継続実施
ふるさと学習 (体験発掘・出前授業・奥州街道ウォーク・教職員研修)	小学校児童 中高校生徒 教職員	社会教育課	社会教育課	体験発掘 6校 奥州街道 ウォーク 4校 教職員研修 3校	継続実施
夏休みBG塾	小学校児童	社会教育課	社会教育課	夏休み 5日間	継続実施
子育て教室 (ぴよすくランド) (再掲)	子育て家庭	健康福祉課	健康福祉課	月1回	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

子育てを通して家庭や地域住民がともに成長できる機会となるように、学校教育ではなかなか得られない、親子のふれあい、地域住民との世代を越えた交流、自然体験、社会体験等を通して、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

## 2 とともに支えあう協力体制づくり

### (1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
要保護児童対策 地域協議会	子育て家庭	健康福祉課	健康福祉課	代表者会議 1回 実務者会議 3回 個別ケース会議 4回	継続実施
乳幼児健康診査 等を利用した相談 ・訪問活動	就学前児童 を持つ家庭	健康福祉課	健康福祉課	適宜訪問	継続実施
母子保健訪問指導 (再掲)	妊産婦 乳幼児 児童 保護者	健康福祉課	健康福祉課	随時実施 191人 延230人	継続実施
幼稚園・保育所への 巡回指導 (再掲)	就学前児童	健康福祉課	健康福祉課	年6回	継続実施
児童虐待に関する 情報の広報誌への 掲載	子育て家庭	健康福祉課	健康福祉課	随時	継続実施

### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

子どもの虐待の背景には、子育てによる地域や家庭での孤立感、子育て不安といったことに加え、社会的要因等によっても児童虐待へ追い込まれてしまうことがあると言われていいます。こうした子育て家庭の抱える親の不安や悩みを把握し、子どもへの虐待行為を未然に防ぐための訪問・相談を行うとともに、早期に発見・対応できる体制づくりに努めます。

また、現在実施している「要保護児童対策地域協議会」に加えて、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
児童扶養手当 の支給	ひとり親 家庭等	健康福祉課	県福祉事務所	受給 資格者数 206人	継続実施
ひとり親家庭等 医療費の給付 (再掲)	ひとり親 家庭等	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 511人 給付件数 3,826件	継続実施
母子父子寡婦 福祉資金の貸付	ひとり親 家庭等	健康福祉課	県福祉事務所	適宜対応	継続実施
親の学び直しの支援	ひとり親 家庭等	健康福祉課	県福祉事務所	適宜対応	継続実施
日常生活支援事業 (家庭生活支援員 の派遣)	ひとり親 家庭等	健康福祉課	青森県 母子寡婦 福祉連合会	適宜対応	継続実施
就労支援 (就業相談 ・就業支援講習会 ・就業情報提供)	ひとり親 家庭等	健康福祉課	青森県 母子寡婦 福祉連合会	適宜対応	継続実施
幼児教育・保育の 無償化事業 (再掲)	ひとり親 家庭等	健康福祉課	健康福祉課	—	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

町内における近年の離婚件数は、横ばい傾向にあります。未婚・死別を含むひとり親家庭は増加しています。今後も引き続き生活安定のための自立支援に努めます。

## (3) 障害児施策の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
障害児保育 対策事業 (再掲)	障害を持つ 就学前児童	健康福祉課	保育所	3か所	継続実施
障害児の受け入れ	障害を持つ 就学前児童	健康福祉課 学務課	保育所 幼稚園	適宜 受け入れ	継続実施
教育支援委員会 (再掲)	教育上特別 な支援を要 する就学前 児童・児童 ・生徒	学務課	南部町教育 支援委員会	定例会 4回 専門部会 4回	継続実施
なかよし交流会	特別支援 学級に 在籍する 児童生徒	学務課	南部町教育 支援委員会	年1回	継続実施
ことばの教室 (再掲)	就学前児童	健康福祉課	健康福祉課	年36回 実人員 13人	継続実施
発達相談 にここ教室 (再掲)	就学前児童 保護者	健康福祉課	健康福祉課	年46回 実人員 13人	継続実施
療育相談 (再掲)	発達に遅れ のある乳幼児	健康福祉課	保健所	実施	継続実施
地区就学相談 教育相談会	就学前児童	県教育委員会	県教育委員会	年1回	継続実施
特別児童扶養手当 の支給	障害を持つ 子ども	健康福祉課	県福祉事務所	受給 資格者数 38人	継続実施
育成医療	障害を持つ 子ども	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 2人 支給額 105,062円	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
重度心身障害者 (児)医療費	障害を持つ 子ども	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 16人	継続実施
障害児福祉手当 の支給	障害を持つ 子ども	健康福祉課	県福祉事務所	受給者数 12人	継続実施
有料道路通行料金の 割引	障害を持つ 子ども	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 2人	継続実施
日常生活用具 給付等事業	障害を持つ 子ども	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 6人 給付件数 35件	継続実施
身体障害児補装具 費負担事業	障害を持つ 子ども	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 8人 給付件数 22件	継続実施
移動支援事業	障害を持つ 子ども	健康福祉課	健康福祉課	—	継続実施
日中一時支援事業	障害を持つ 子ども	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 1人 給付件数 5件	継続実施
障害児支援サービス (児童発達支援等)	障害を持つ 子ども	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 31人 給付件数 363件	継続実施
医療的ケア児等 総合支援事業	医療的ケア児	健康福祉課	健康福祉課	—	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

障害を持っている子どもが地域で健やかに成長し、また子どもを育てる親たちも地域で安心して暮らせるよう、経済的支援をはじめ、普段の生活での差別や偏見を取り除き、健常な子どもたちとの交流機会や相談、療育といった地域での協力体制づくりを推進します。

(4) 子どもの貧困対策の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
幼児教育・保育の 無償化事業 (再掲)	非課税 世帯等	健康福祉課	健康福祉課	—	継続実施
生活が困窮している 家庭の子どもに 対する学習支援	貧困状態に ある子ども	学務課	県教育委員会	—	随時実施
生活が困窮している 家庭への相談支援	貧困状態に ある子ども	健康福祉課	健康福祉課	—	随時実施
児童手当の支給 (再掲)	中学校修了 前までの児童 を養育して いる家庭	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 952人	継続実施
児童扶養手当 の支給 (再掲)	ひとり親 家庭等	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 206人	継続実施
子ども医療費 の給付 (再掲)	高校修了前 までの児童を 養育している 家庭	健康福祉課	健康福祉課	受給者数 1,157人 給付件数 10,466件	継続実施
子育て支援学校 給食費給付金事業 (再掲)	児童生徒を 養育し、町内 に住所を有す る保護者	学務課	学務課	対象者 1,132人	継続実施
就学援助	小学校から中 学校修了前ま での児童を養 育する家庭	学務課	学務課	受給者数 162人	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

子どもの貧困対策にあつては、第一に子どもに視点を置いて、成長段階に即して切れ目ない支援を実施し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策推進法などを踏まえ、経済的支援の充実を図ります。

## 【基本目標5】

### 安心・安全な子育て環境づくり

#### 1 子どもを安心して育てられる環境づくり

##### (1) 安全な道路環境等の整備

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
道路網の整備 ・適正管理	地域住民	建設課	建設課	町内全域	継続実施
防犯灯設置事業	地域住民	建設課	建設課	地区の 要望にて 随時整備 対応 (新規設置6基)	地区の 要望にて 随時整備 対応
雪みち計画の策定	地域住民	建設課	建設課	町内歩道全域 (小型除雪機 購入費補助) (交付1地区)	継続実施
スクールゾーン、 キッズ・ゾーン の設定	小学校児童 就学前児童	学務課 健康福祉課 建設課	学務課 健康福祉課 建設課	町内全域	継続実施

#### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

幅員の狭い道路や段差解消、住民の誰もが安心して通行できる快適な生活道路を目指して歩道や街路灯の整備を行い、今後も安全な歩道環境の整備を推進します。

(2) 安心して遊び生活することができる環境の整備

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
遊具の整備・点検	地域住民	建設課	建設課	18か所 年1回実施	継続実施
公園の清掃	地域住民	建設課 商工観光課	建設課 商工観光課	業者委託 (5公園) 町内会管理 (32公園) 直営 (2公園)	継続実施
公園の整備・点検	地域住民	建設課	建設課	町内全域随時 (毎月1回実施)	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

子育てにふさわしい環境づくりにむけて、子ども同士や親子で楽しく遊べる拠点となる公園をはじめ、教育・保育施設や家庭で健やかに過ごせるよう、安心・安全な生活環境の確保を目指します。

(3) 環境美化の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
道路わきに不法 投棄禁止等の 看板設置	地域住民	住民生活課	住民生活課	地区の苦情 および要望等 で設置	継続実施
広報等による リサイクル 分別の啓発	地域住民	住民生活課	住民生活課	広報および 収集日程表 に掲載	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

町内は自然環境に恵まれた地域です。きれいな水や空気を保全していくためにも、環境美化への取組みは、豊かな自然環境を次世代へ残していく意味で重要となります。

また次世代を担う子どもたちにとっても、郷土愛を育み地域とともに活動することは、地域を身近に感じる大切な機会です。

今後も地域ぐるみでの環境美化に取組み、住民同士が協力する活動を推進します。

## 2 子どもを守る“地域力”の向上

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
交通安全教室	小学校児童 中学校生徒	学務課	各小中学校	随時	継続実施
交通安全に関する 広報誌の発行	地域住民	住民生活課	住民生活課	年2回 (春・秋)	継続実施
交通指導隊に よる啓発普及	地域住民	住民生活課	交通指導隊	年4回	継続実施
南部町交通安全 対策協議会の 取り組み	地域住民	住民生活課	交通安全 対策協議会	年1回	継続実施

#### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

交通量の増加とともに、地域での交通安全を今後も確保していくために、関係機関との連携・協力をしていながら、交通安全教育、交通事故の防止対策等、活動の推進を図ります。

### (2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 30年度	目標 事業量
命を大切に する心を育む 声かけ事業	地域の 子ども	健康福祉課	命を大切に する心を 育む声かけ リーダー	3人	継続実施
青少年健全 育成推進員の 活動	各関係機関 団体 家庭	健康福祉課	青少年健全 育成推進員	3人	継続実施

#### ～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

おもに青少年による犯罪や事故、災害を未然に防ぎ、地域で心身ともに健全な育成が図れるよう地域、関係団体、学校、家庭が一体となった地域ぐるみでの活動を推進します。

## 第7章

# 計画の推進体制





# 第7章 計画の推進体制

## 1 計画の点検・評価および推進体制

本計画の推進にあたっては、計画推進期間中の各年度において、施策および実施事業の状況を点検・評価しつつ、その結果を次年度の事業実施や計画の見直しに反映させていく必要があります。

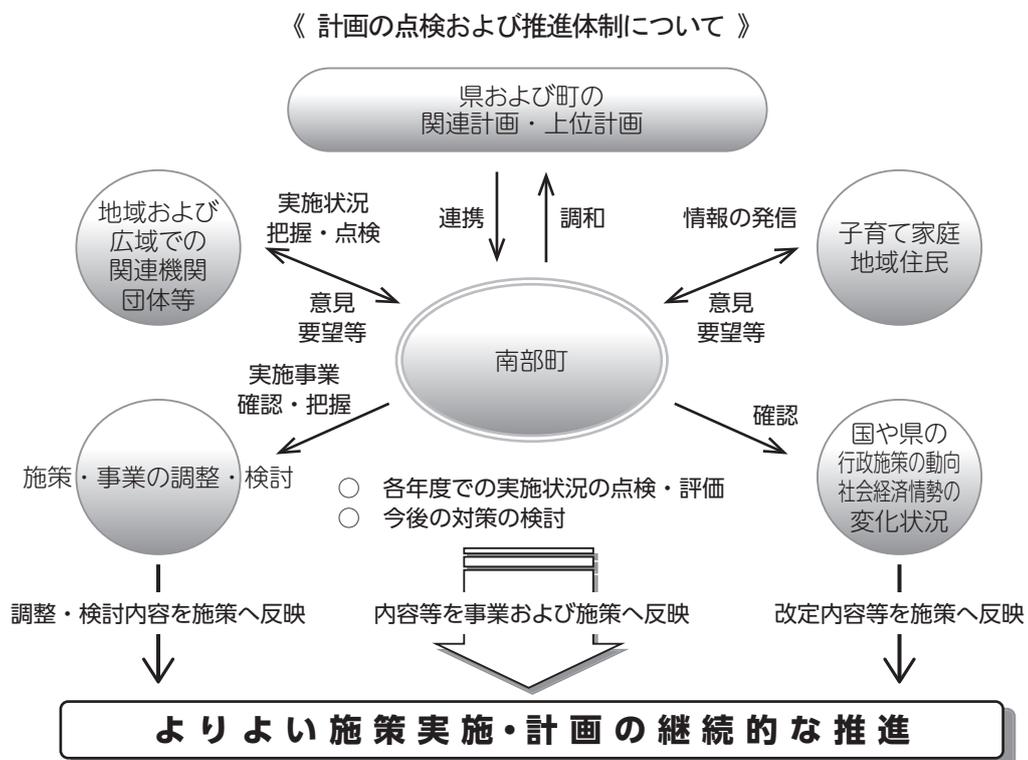
そこで「南部町子ども・子育て会議」や庁内全体での連携体制のもと、本計画の効果的な推進をめざします。

また本計画期間中の社会情勢や生活環境の変化といった、さまざまな要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

## 2 関係機関・民間団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や町内外のさまざまな関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また子育て家庭にとって身近で、さまざまな支援を行っているさまざまな民間団体等とも、情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。





## 第8章

# 參考資料





## 第8章 参考資料

### 1 南部町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、南部町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 町が実施する児童福祉施策について、町長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる任務に関し、必要に応じて町長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

---

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表中「児童館運営協議会委員」を「児童館運営協議会委員  
子ども・子育て会議委員」に改める。

## 2 南部町子ども・子育て会議委員

南部町子ども・子育て会議委員名簿

(令和2年3月現在)

	氏名	役職等	備考
1	深作 拓郎	弘前大学講師	学識経験を有する者
2	坂本 晴美	小中学校校長会長	教育関係者
3	三浦 恵美子	主任児童委員	関係団体に属する者
4	中村 秀俊	社会福祉法人未萌会	教育関係者・保育関係者
5	岩間 文子	放課後児童支援員	保育関係者
6	中村 和代	福地保育園父母の会会長	子どもの保護者
7	西舘 隆	町民	町民（知識経験者）
8	戸澤 英子	町民	町民（保育経験者）

### 3 策定経過

子ども・子育て支援事業計画における策定経過は、つぎのとおりです。

《 時 期 》	《 策 定 経 過 （ 実 施 内 容 ） 》
平成 30 年 9 月 13 日	第 8 回 南部町子ども・子育て会議
11 月 29 日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施 (～12 月 12 日)
令和 元年 7 月 30 日	第 9 回 南部町子ども・子育て会議 第 2 期南部町子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの見直し 特定教育・保育施設の利用定員等
12 月 26 日	第 10 回 南部町子ども・子育て会議 第 2 期南部町子ども・子育て支援事業計画案
令和 2 年 1 月 10 日	第 2 期南部町子ども・子育て支援事業計画案に関する意見募集の実施 (～1 月 24 日)
2 月 25 日	第 11 回 南部町子ども・子育て会議 第 2 期南部町子ども・子育て支援事業計画最終案



第2期南部町子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～令和6年度)

発行日 令和2年3月

編集・発行 南部町健康福祉課

青森県三戸郡南部町大字

下名久井字白山91-1

TEL0178-60-7100 (子育て支援班)